多		語
3	文	化

第6号発刊にあたって

投稿論文:

<実践型研究論文>

地域国際化交流協会における 日本語研修実施の社会的意義と コーディネーターの役割

> 黒田 類4



複言語サポーターは どのように複数の言語を 使用しているのか

-語りからみえてくるもの ---

徳井 厚子24

講演録:

シリーズ多文化社会で働くということ 難民支援最前線

- 日本の場合 ---

石川 美絵子



実践者と研究者の対話のフォーラム

. . .

東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター

多言語多文化

Vol.6 2014年12月

目 次

第 6 号発刊にあたって	3
投稿論文 <実践型研究論文>	
大成至明九冊又	
地域国際化交流協会における日本語研修実施の社会的意義とコーディネーターの役割	割
無田 類	4
CTT ON TA -La >	
<研究論文>	
複言語サポーターはどのように複数の言語を使用しているのか	
語りからみえてくるもの 徳井 厚子	24
講演録	
<講演会>	
シリーズ多文化社会で働くということ	
難民支援最前線 ——日本の場合—— 石川美絵子	44
『多言語多文化―実践と研究』の理念	72
『多言語多文化―実践と研究』投稿規定	74
『多言語多文化―実践と研究』執筆要領	76

第6号発刊にあたって

『多言語多文化―実践と研究』は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの研究誌として2008年に創刊され、このたび第6号を刊行することになりました。

本誌の特徴は、「実践型研究論文」という試みを行っているところにあります。多言語・多文化のそれぞれの分野の研究だけでなく、各地で行われている実践を論文という形で発表していこうという試みです。第6号では、実践型研究論文1本、研究論文1本の合計2本を掲載しております。

今号では、新たな取り組みも取り入れました。今年度から、本センターでは「シリーズ 多文化社会で働くということ」と題した研究会を実施し、日本の多文化社会で活躍中の実践者を招いて、現場経験を講演してもらうことにしました。その講演録も、掲載しております。実践型研究論文という形ではないですが、第一線で働く講師のリアルな声を収録できたのではと考えています。

本誌では、既存の学術ジャーナルでは位置づけが困難であった、「実践者による現場の記述」を真正面から取り上げることで、学術的な研究成果を現場に還元するだけでなく、実践を現場の外にひらいていくためのさまざまな方法を模索したいと考えています。本誌の作成に関わってくださった皆さま、そして、本誌を手に取っていただいた皆さまに感謝を申しあげるとともに、この協働がさまざまな形で今後も継続していくことを願います。

『多言語多文化―実践と研究』編集担当 長谷部美佳

地域国際化交流協会における 日本語研修実施の社会的意義と コーディネーターの役割

Social significance of Japanese training course of International Exchange Association and role of coordinator

黒田 類* KURODA Rui

In this paper, I conducted reflection on 2 programs as coordinator along the lines of "participation-cooperation-creation" with the objective of clarifying the social significance of conducting training course at Hiroshima International center (hereby, HIC) and the role of the coordinator in its implementation. First program was coordination in skull section aiming at reconsidering social significance of training implementation through cooperation. First the place of "Participation" was setup by focusing on (1) Clarity of problem, (2) concept of progress and content, (3) selection of participants. Then, as the result of "cooperation" in the real skull section it was shown that, (1) various societal resource merits were found, (2) condition of social resource could be connected to problems of wide scale area, (3) opportunities of exchange between local citizens and learners could be created. Second program was the preparation of training plan and it was compared before and after skull session. As a result, in the plan before skull session, "dormant framework" of coordinator was prominent, but became subjective after skull session, and changes such as (1) incorporating multicultural view point in the overall construction and course content, (2) creating new activities after researching merits of all participants after reconsidering exchange activity place and partner, were seen. These changes are reflections of knowledge gained at skull sessions and it leads to "creation". From the reflections of these programs, it is shown that the social significance of training implementation at

^{* (}公財) ひろしま国際センター研修部研修課日本語専任講師

HIC was "keep passing on the benefits to the society with the learners of the training as a beginning point" and possibility of connecting administration and citizens through the training. Further, the role of coordinator was found to be, widening the "cooperation" on the basis of "reliable connections" and connecting these to "creativity/ creation".

1. はじめに

(公財)ひろしま国際センター(以下、HIC)は、平成2年に広島県の地域国際化交流協会として認定された。HICには、交流部(広島市)と研修部(東広島市)があるが、筆者が所属する研修部では、主な業務の一つに、日本語・日本文化体験研修(以下、研修)の実施がある。具体的には、台湾・韓国・トルコ等の大学で日本語を専攻している学生を対象とした1か月程度の短期訪日研修、中国・ベトナム等の高等教育機関等で教鞭を執っているノンネイティブ日本語教師を対象とした1~2か月程度の教師研修、広島県の留学生を対象とした半年間でアカデミックスキル研鑽を目指す研修などがある。

地域国際化交流協会は、「組織自体の役割が公・民協働を推進する」[杉澤2013: 30]ものであり、その職員は「多文化化による問題解決に向けて、市民の参加や連携・協働・ネットワークを推進する多文化社会コーディネーターとしての役割を果たさなければならない」[杉澤2013: 32]とされている。つまり、単に一機関として事業を実施することにとどまらず、「外国人を1人の人間として受け止めつつも、外国人施策に特化した政策ではなく日本人住民の意識啓発も含めた総合政策として取り組む」[杉澤2013: 25]ことを念頭に置き、その事業を実施する社会的意義を明確にしていくことが求められるのである。しかしながら、現状では、HIC職員の中でそういった意識は希薄であり、各研修で一定の評価は得ている1ものの、そこにとどまっている。

また、筆者はHICの日本語専任講師で、研修全体のコースデザインを行うコーディネーターとして研修に携わってきたが、これまでは、研修参加者や依頼機関が満足することを目指して研修を実施してきた。しかし、それだけでは、本来的な地域国際化交流協会のあり方にはそぐわない。

では、HICで研修を実施する社会的意義とは何だろうか。そして社会的意義を実践の中で実現していくために、コーディネーターはどのような役割を果たすべきなのだろうか。

本稿では、この2点を明らかにすることを目的とし、コーディネーターとしての実

践の省察を試みる。

具体的には、まず、研修実施の社会的意義を捉え直すことを目指した意見交換会のコーディネートをプロセスに沿って見ていく。次に、そこで得られた成果と課題を、研修のコーディネートにどう反映させたかを述べる。最後に、これらのコーディネーターとしての実践から得たことを踏まえ、HICでの研修実施の社会的意義をまとめ、その実現に向けたコーディネーターの役割について考察する。

2. 実践におけるコーディネーションと成果

杉澤[2009: 20]は、多文化社会コーディネーターを「あらゆる組織において、多様な人々との対話、共感、実践を引き出すため、『参加』→『協働』→『創造』のプロセスをデザインしながら、言語・文化の違いを超えすべての人がともに生きることのできる社会の実現に向けてプログラムを構築・展開・推進する専門職」と定義している。ここでの「参加」は「出会いの場を設定し、多様な人々の参加を促す」こと、「協働」は「課題を設定し、多様な人々の協働を促すこと」、「創造」は「協働の活動を通じて新たな活動のステージを創り出すこと」 [杉澤2009: 21]を指し、図1はその流れを示したものである。

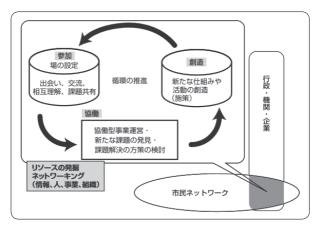


図 - 1 コーディネーターの機能・役割 「杉澤 2012: 14]

筆者は、以下で述べる意見交換会、そして日本語研修の実施において、コーディネーターの役割を担っている。そこでの役割を、図1に沿って考えると、まず、意見交換会の実施にあたり、HIC内外から参加者を募った場を設定し(参加)、そこで一研修の

事例を提示して、その研修と関わる社会資源や関係性のあり方について検討した(協働)。また、この意見交換会を「リソースの発掘」や「ネットワーキング」につなげることを目指した。さらに、そこで交わされた意見を参考に、研修案の作成を行った(創造)。以下では、このプロセスに沿って、コーディネーターとしての筆者の実践を見ていく。

2-1. 参加-場の設定

HICの研修を社会との関連性の中で捉え直し、その社会的意義を明確にするにはどうすればいいのだろうか。コーディネーターは、研修をコーディネートする日本語講師と、研修の社会資源となり得る機関に所属する外部の人間が意見交換を行うことで、あらためて研修のあり方を問い直すことができると考え、意見交換会の場を設けることにした。なお、この意見交換会は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターが実施する「多言語・多文化社会専門人材養成講座・多文化社会コーディネーターコース」の一環のモニタリングで行ったもので、以下で述べる「モニター」は、モニタリングに参加した東京外国語大学の講座担当者のことを指す。

場を設定するにあたり重視したのは、(1)課題の明確化、(2)進行・内容のあり方、(3) 参加者の選定の3点である。

まず、(1)課題の明確化については、最終的に「研修実施の社会的意義とは何か」を考えることを目指し、そのために、意見交換の議題として「研修と研修に関わる社会資源とがwin-winの関係を築くために、どうすればいいのか」を設定した。しかし、実施前にモニターと打ち合わせを行った際、「社会資源側のメリット」をどう考えているのかをモニターに問われ、コーディネーターは十分な返答ができず、自身の視点が学習者側にしかないことに気付かされた。そこで、コーディネーターは、社会資源側のメリットを「新しい価値観や考え方の発見」として言語化したが、それだけでは不十分だと考え、win-winの関係性構築を念頭に「社会資源側が研修と関わるメリットとは何か」を議題の1つに据えた。

次に、(2)進行・内容のあり方については、意見を引き出しやすくすることを重視 した。そのために、まず、以下の①~⑤のような流れを考えた。

- ①主旨説明
- ②参加者間のアイスブレイキング
- ③事例とする研修の概要と成果の説明
- ④「研修の社会的位置づけの見取り図(以下、見取り図)」の説明
 - →加筆修正を加えながら意見交換
- ⑤まとめ

この点について、モニターからは、①でこの場で目指すところをきちんと共有できるよう、場の目的を明確にすること、②が互いを知る機会として機能するよう考えることを指摘された。そこで、①については、「研修内容や方法論を問う場ではなく、一研修を題材に、研修の意義や社会との関わり方を捉え直す場」であり、それを実現するために多様な人材に参加してもらっていることを伝えることにした。また②では、当初、親しい参加者同士をペアにして他己紹介をしてもらう予定だったが、その方法ではアイスブレイキングにはなっても、「参加者がどういう背景を持ってこの場に臨んでいるのか」といった情報は十分に共有できないことに気が付いた。そこで、各参加者がこれまで関わってきた、あるいは、現在関わっている現場について1分程度で紹介し、多様な参加者がいることを全体で共有できるような形に変更した。

なお、④の「見取り図」は、参加者全員が、具体的なイメージを共有できるよう、研修と関わる場(HIC<ひろしま国際プラザ2〈東広島市<広島県<日本<世界)と社会資源(例:ホストファミリー、HIC交流部、広島県庁等)、そして社会資源との関係を視覚化したものである。これは、意見交換の場で自由に変えていくことを想定し、加筆修正が可能な形で準備した。

(3)参加者の選定においては、多様な立場から検討し合うことを目指していたため、研修を実施する側に加え、社会資源となり得る側からの参加が必須だと考えた。また、メンバーの主体的参加を望んだことから、依頼の際には、主旨を説明した上で「興味があれば参加してほしい」と言うにとどめ、参加を義務とはしなかった。

HIC内部スタッフについては、参加者を募る過程で、「日本語講師以外の研修に関わるHICスタッフ3にも声をかけてはどうか」との提案もあった。しかし、全体で2時間という制約の中で一定の成果を出すためには、「なぜ研修の社会的意義を検討する必要があるのか」の理解に多くの時間は割けない。そのため、HICスタッフについては、「研修の社会的意義を問う」こと自体への説明を要さないと思われる日本語講師に限って参加者を募った。

こういった考えに基づき、HIC専任の日本語講師、HICの非常勤講師、東広島市の大学で教鞭を取り日本語教育の現場経験がある大学教員へ参加を呼び掛けた。また、HIC日本語講師チームのリーダーを介し、広島県庁国際課やHIC交流部の多文化共生事業担当者にも声をかけることができた。

その結果、参加を呼び掛けたメンバー全員が意見交換会への参加の意思を表明し、 狙いに沿ったメンバーを集めることが叶った。

このように、(1)課題の明確化、(2)進行・内容のあり方、(3)参加者の選定を重視し、場の設定をした。それを踏まえ、次節では、意見交換会の場を設けたことによる成果

とコーディネーション上の課題を述べる。

2-2. 協働

2013年12月18日に実施した意見交換会には、10名が参加した。参加者の内訳は、HIC研修部のスタッフである専任の日本語講師5名、HICの非常勤日本語講師1名(大学院博士課程で日本語教育学を専攻している学生でもある)、大学関係者2名(うち1名は東京外国語大学のモニター)、行政・国際交流協会の多文化共生担当者2名である。

意見交換の際は、研修4と社会資源の関係性を視覚化した見取り図を提示し、その 見取り図を加筆修正しながら話し合った。下記の図2は話し合い後の見取り図である。



図-2 研修の社会的位置づけ見取り図 (意見交換会後)

※長方形の付箋:場/社会資源、正方形の付箋:研修参加者・社会資源のメリットを指す。 なお、実際の作成時は、付箋を色分けしていた。 このように、意見交換会の結果、様々な意見が出てきたが、参加者の立場が多様であったことの成果として、特に以下の3点が挙げられる。

①様々な「社会資源側のメリット(図2の正方形の付箋)」が見出された

コーディネーターが見取り図を作成した時点では、「学習者側のメリット」がほとんどで、「社会資源側のメリット」は限られていた。だが、意見交換会で、参加者から意見を募ったところ、コーディネーターが想定していた以上に多様なメリットが出てきた。例えば、HICの近隣にある大学(生)にとってのメリットとしては、「外国人=欧米人(というイメージ)を崩す」「外国人と接する」「外国人と日本語で話せる」「(国際交流の)きっかけ作り」が挙げられた。さらに日本語教育を専攻する学生にとっては「現場の多様性(を知る)」「日本語教育自体のあり方を問う」といったメリットもあることが分かった。こういったことは、日頃日本人大学生と接している教員や大学院生だからこそ分かる側面であり、HIC外部からの参加者があったことによる効果だと考えられる。

②一社会資源の状況を、広範囲での地域の課題と結び付けることができた

意見交換会で題材とした研修では、研修内の活動として古民家での地域住民ボランティアによる文化体験(浴衣の着付け、和風パフェ作り等)を行った。同行した日本語講師が、そこでの交流の状況を報告したところ、地域で時間を持て余している高齢者が、これまでの生活や経験の中から培ってきたことを活かして人をもてなし、そうすることで活力を取り戻していることが示唆された。さらに、県庁職員から、中国地方の中山間部における地域課題(過疎化・高齢化が進み、高齢者が時間を持て余している)との関連が挙げられ、こういった活動が解決方法の一つとなりうることが分かった。

③HIC交流部を活用することで、研修で地域住民と学習者の交流の機会を作り 得ることが示された

HICの交流部と研修部は、体制上一つの組織ではあるが、地理的に離れていることや業務上の関わりが乏しく職員同士が互いの業務内容をあまり把握していないことから、これまで研修ではほとんど関わりがなかった。その状況に対する反省も踏まえて話し合っていったところ、交流部の強みとして、利便性が高くアクセスしやすい場所にあるため、国際交流や日本語ボランティアに興味のある日本人や在住外国人が集まりやすいことが挙げられた。一方で、そういっ

た人材を十分に活用できておらず、特に在住外国人の活躍の場がないことが問題点として挙げられた。そこで、「地域住民と研修参加者の交流の場を設ける」という活動を研修内に組み込むことが提案された。その場で「外国で暮らす」経験について語ってもらうことは、在住外国人にとって、自身の経験が活かされるという点で自己肯定感を高めることにつながり、社会参加の場となるのではないかという意見が出された。

このように機関内での連携を考えることによって、新たな場づくりの可能性 が広がったといえる。

また、ここで挙げられた意見を総合的に振り返っていくことで、今後の研修のあり方を示すキーワードが明確になった(図2の四角内に書かれた部分)。具体的には、「自分を表現する」ことができ、「社会に開かれた」あるいは「社会とつながっている」「学び合う場や関係性を構築」する研修というものである。つまり、これまでの研修では、社会との関係性が(実際にはあったとしても)ほとんど意識されておらず、参加する研修員の学びのみが重視されていたということである。このように、目指すべき今後の研修のあり方が言語化されたことによって、既存の研修の問題点が浮き彫りになった。

さらに、今後の課題として、「HICとしてどう取り組み、研修で何をどう実現していくのか」「ネットワークや役割分担をどうしていくのか」「市民参加の場をどのように作っていくのか」等が挙げられた。これに対して、日本語講師のチームリーダーから「これらの課題は、いずれも容易に解決できないが、今日の参加者に協力を仰ぎ、具体的に取り組んでいきたい」という意見が出された。たしかに、いずれの課題も即座に解決策が提案できるものではない。しかし、今後に向けて参加者全員で課題を見出し共有できたことが一つの成果だと考えられる。

意見交換会終了後、参加者からは、「異なる現場やそこでの実践者を直接知る貴重な機会」「ネットワーク作りで重要な顔の見える関係を作ることができた」等の感想が聞かれ、今回の場を一過性のものとせず、新たなメンバーを加えて実施することを望む声も寄せられた。

これらのことから、意見交換会によって、研修の新たな方向性を見出すことができ、 リソースの発掘やネットワーキングにも寄与できたといえる。

一方で、意見交換会の実施を通じ、コーディネーター側の問題点として「固定的な 捉え方」があったことが分かった。

ここで示した見取り図には、コーディネーターの想定した範囲で、あらかじめ、場・ 社会資源・学習者や社会資源のメリットを記載していた。だが、日本語講師のチーム リーダーからは「より自由なブレインストーミングの場として機能させるためには、 社会資源と研修の物理的距離を示すだけにした方がよかったのではないか」と助言を 受けた。つまり、ファシリテーションの一つとして、見取り図を準備していたにもか かわらず、実際には、コーディネーターの固定的な枠組みに当てはめて議論を進めよ うとしていたのである。

また、「1対1(研修対一社会資源)の関係性だけで見て、連携が考慮されていない」との指摘をモニターから受けた。この1対1の関係性では、直接的には社会資源側があまりメリットを得られない場合がある。一方で、その関係性を1対1にとどめず、複数の社会資源との連携の中で捉えるようにすると、連携の中でwin-winの関係性が生まれる可能性がある。例えば、「HIC交流部を利用する地域住民に対して、HIC研修部が実施する研修での活動への協力を呼びかける」こと自体に、交流部側のメリットはない。つまり、交流部と研修との1対1の関係性ではメリットが生じないのだ。しかし、その活動が実施される中で、参加した地域住民が、社会参加への意義を見出したり、ボランティア活動への意欲が高まったりすれば、交流部の別の事業でその住民たちの協力を得られやすくなるかもしれず、そう考えれば、交流部にもメリットが生じうるのである。このように、複数の社会資源の連携によってwin-winの関係性構築が可能となるにもかかわらず、見取り図では、連携は全く考慮されず、極めて固定的な関係で捉えられていたのである。

山西[2009: 11]は、コーディネーターは、時には「枠」を取り外したりずらしたりして、自由な「拓かれた」状況のもと想いをめぐらせることが重要だと述べているが、ここでは、反対にコーディネーターが自ら枠を設定してしまい、それに無自覚だったために、場の活性化を妨げていたといえる。

では、こういった「固定的な捉え方」は研修のコーディネートにどう影響していたのだろうか。次節では、筆者が意見交換会前とその後に立てた研修案を比較し、どのような変化が見られたかを述べる。

2-3 創造-研修のコーディネートにおける変化

筆者は、台湾A大学からの依頼で、就職や留学を念頭に置いた大学3~4年生対象の研修案を、2013年8月に作成した。その際、研修全体の目的を「自身の将来像を具体的に描く」こととし、日本語運用や文化理解での到達目標を設定した。それに沿って、次頁の表1のとおり、研修日程案を作成した。

このうち、表1の下線部を見ると、台湾人大学生が日本語で交流する相手として日本人大学生しか想定していないこと、そして、台湾と日本を二項対立的に比較させよ

うとしていることが分かる。

倉地[1992: 195]は、「教師が、自分の経験や知見だけを頼りに、それを学習者に教

表 -1 意見交換会実施前に作成した研修日程案

Unit	日にち		午前	午後
	1日目	月	開講式	東広島ツアー
	11111	Я	研修オリエンテーション	東広島ノノー
	2日目	火	自身の興味関心の在り処を知る	広島市内見学準備
			- 日本mind map	由日冯
	3日目	水	広島市内見学 タスク:自分が「日本で興味があるもの/こと/人」の写真撮影	
	4日目	木	興味関心の傾向/気づきのまとめ 「マイ テーマ」設定	インタビュー準備 質問・リアクションの仕方
自己発見	5日目	金	マイ テーマについて <u>日本人大学生にインタビュー</u>	インタビュー調査結果 まとめ
	6日目	土	休み	
	7日目	日	休み	
	8日目	月	祝日	
	9日目	火	インタビュー調査結果の プレゼン準備	プレゼンテーション 質疑応答
	10日目	水	自己分析	宮島見学 事前準備
強み	11日目	木	宮島見学 タスク:台湾の観光地と比較	
強みを知り発信する	12日目	金	宮島見学まとめ	ホームステイ 事前学習
発 ト 信 2	13日目	土	L) 7 =	/ (1\tau)
F 1	14日目	日	ホームステイ (1泊2日)	
් 	15日目	月	ホームステイまとめ プレゼンの仕方	<u>台湾・日本の比較</u> (グループディスカッション)
ス必	16日目	火	ホストファミリーへの礼状作成 ビジネス文書の基礎	バックトランスレーション01 翻訳①(日本語→中国語)
スキルを学ぶ スキルを学ぶ	17日目	水	企業訪問準備01 企業を知る・質問を考える	バックトランスレーション02 翻訳②(中国語→日本語) 突き合わせて発見をまとめる
ぶの	ぶ 部 3 18日目 7		企業訪問準備02 質問/反応の仕方	茶道体験 茶道事後学習
必要ユ	19日目	金	企業訪問準備03 応答の仕方	企業訪問準備04 待遇表現・スピーチレベル
スキルを学ぶ ユニット3	20日目	土	休み	
	21日目	日	休み	
	22日目	月	企業訪問準備05 ビジネスマナー実践練習	企業訪問1 酒蔵見学
ユニット まとめ 4	23日目	火	企業訪問2 (例:旅行業等)	
	24日目	水	最終発表会準備01 自己PR	最終発表会準備02 日本人大学生とディスカッション
	25日目	木	最終発表会準備03 発表資料作成・リハーサル 最終発表会・質疑応答	
	26日目	金	研修のまとめ 最終発表会フィードバック	アンケート 閉講式

え込んだり、ただ自分の感情をストレートに吐露するだけでは、決して学習者の視野を拡大させ、異文化理解への方向を照らし出すことにはつながらない」と述べ、異文化理解を静態的に捉えることは、文化を恒常的なものとみなし、その可変的側面を捉えきれていないとしている。この日程案からは、コーディネーターが文化を「台湾」「日本」という典型的なカテゴリに当てはめてその枠の中で考えさせようとしていることがうかがえる。また、そうすること自体、コーディネーターが異文化理解を静態的に捉えていることの現れであり、その見方を押し付けようとしていることを示している。その後、筆者は、2013年の8月と9月に東京外国語大学で講座を受け、同年12月に前述の意見交換会を実施した。そして、2014年1月に、A大学の担当教員から連絡を受け、研修案の再検討を行った。この時作成したのが表2(次頁参照)である。

表1と比較すると、以下2点の変化が認められる(表2中の下線部参照)。

(1)交流の相手と場の設定の仕方

上述のとおり、表1では、日本語を話す交流相手として、日本人のみが想定されていた。その後、意見交換会を経て、コーディネーターは「在住外国人と日本語で交流する」ことをこれまで全く想定していなかったことに気がついた。だが、在住外国人を含む地域住民と交流し、その中で在住外国人の経験を聞く機会を持つことは、参加者全員にメリットがある活動となり得る。

まず、日本への留学や就職を将来の選択肢の一つとして考えている学習者(研修参加者)にとっては、在住外国人の存在自体が恰好のモデルであり、実際に経験を聞くことで日本での生活を具体的に想像することができる。また、多くの学習者は、「完璧な正しい日本語」に固執し、「完璧に話せない」「間違えるのが嫌だ」とコミュニケーションに躊躇しがちである。しかし、在住外国人は、経験的に「完璧な日本語」でなくてもある程度は通じることを知っているため、多少の間違いは気にせずに、意思の疎通を最優先としていることが多い。これまで教科書の中の「正しい日本語」にしか触れてこなかった海外の学習者が、そういった多様なコミュニケーションのあり方を体験的に知ることで、自身の思い込みから脱する契機になると考える。

次に、在住外国人にとっては、自身が外国人として暮らしてきた経験そのものを活かす活動となるため、自己肯定感を高めることにつながり、他の地域住民とのかかわりを持つ契機ともなり得る。そして、これまで個々の経験に過ぎなかったことを開示し、そのことが他者の学びになるということは、自身の気づきや学びを社会に還元するということであり、ここでの活動そのものが、在住外国人の社会参加の一つだといえる。

さらに、日本人にとっては、これまで一様に「外国人」で括っていた枠内にも多様性があることを知ると同時に、地域に共に暮らす外国人の生の声を聞く機会となる。そのことが地域のあり方やホスト住民である日本人側の意識等を見直す契機になること

表 - 2 意見交換会実施後に作成した研修日程案

Unit	日にち		午前午後		
	1日目	月	開講式 研修ガイダンス	広島県&近郊紹介 東広島ツアー	
私を知る	2日目	火	オリエンテーション <メモの取り方>	茶道体験 体験振り返り	
	3日目	水	留学生・日本人大学生との トークセッション	授業体験 @広島大学	
	4日目	木	目標設定・ミニ発表	広島市見学準備 <行程表作成>	
知 5日目		金	広島市見学		
- 1	6日目	土	休み		
	7日目	日	休み		
	8日目	月	祝	日	
	9日目	火	広島市見学まとめ <興味関心mind map作成>	報告会準備/個別面談	
	10日目	水	報告会 (発表+質疑応答)	興味関心を深める <新聞の読み方>	
他 者 之 理解 す す 2 11日目 12日目 12日目 13日目	11日目	木	事実・意見をまとめる <要約の仕方>	質問 リアクションの仕方	
	12日目	金	大学生&HICスタッフに インタビュー	ホームステイ 事前学習	
す2 13日目		土	.b.) = 2/4240E)		
	14日目 日 ホーム		ホームスア	テイ(1泊2日)	
	15日目	月	ホストファミリーへの お礼状作成	視点の多様性を知る <聴解>	
	16日目	火	宮島見学 タスク:外国人目線で観察		
file l	17日目	水	観察結果まとめ→報告書作成 <ビジネス文書の書き方>	異文化間コミュニケーションを 考える	
他者を習	18日目	木	応答の仕方	企業訪問準備01 企業を知る・質問を考える	
他者を理解する	19日目	金	企業訪問準備02 待遇表現・スピーチレベルシフト	企業訪問準備03 ビジネスマナー実践練習	
	る 20日目		休	み	
21日目		日	休み		
	22日目	月	企業訪問 (例:広島県庁観光課等)		
	23日目	火	企業訪問礼状作成 <ビジネスメールの書き方>	エントリーシート 作成	
対 ユ	24日目	水	ディスカッション準備01 テーマ設定	ディスカッション準備02 総合フィードバック	
対話を目指す	25日目	木	公開 ディスカッション	ディスカッション まとめ	
3 기 3	26日目	金	研修のまとめ<目標確認> アンケート	閉講式	

も期待できる。そして、語りを聞くことは、相手を単なる「外国人」ではなく、一個の 人間としてその相手を知ることにもつながっていくと考える。

したがって、これまでは日本人対台湾人という固定された関係性の中で交流の場を 設定していたが、より広い「日本語を媒介とした交流の場」という観点を加え、参加する メンバーとメリットを再考した結果、新たな学びを想定した場が設定できるといえる。

(2)多文化共生的視点を考慮

表1の作成時点では、自文化と異文化の二項対立的な捉え方を意図することなく推奨するような授業内容が想定されていた。しかし、そういった既成概念にとらわれた見方を押しつけることは、かえって学習者を固定的な枠組みに押し込めることになり、学びの妨げとなる可能性が高い。「将来像を具体化する」という研修目的を鑑みても、学習者にとって必要なのは、彼らが持ち得る多様性がいかに重要かということに気がついたり、異文化で暮らすときに生じ得る問題に自身がどう対峙し、どのように対処していくのか等を考察したりすることではないかと考えた。

倉地[1992: 8]は、異文化を「自文化同様、人間の成長や、視野の拡大、視点の変化などに応じて変わり得るものである」と捉え、「人間と、学習対象となる文化との間の多様な相互作用の中から、つねに新しい理解の接点が求められていく過程を重視し、そこに異文化理解への糸口を見いだそうとする」ことが重要だとしている。こういった文化を可変的なものとして捉える視点を考慮して授業内容を再考し、多文化共生的視点を取り入れることにした。具体的には「視点の多様性を知る」「異文化間コミュニケーションを考える」の2科目を設定したことがそれにあたる。前者は、聴解で扱う教材として、中国地方の観光産業について観光業に携わる日本人と留学生がディスカッションしている番組を用い、「外国人としての目線」がその多様性ゆえに重視されていることに気付かせることを目指している。また、後者では、外国(ここでは特に日本)で働く時に起こり得るコンフリクトや誤解等をケーススタディとして取り上げ、「なぜそういった事態に陥ったのか」「自分だったらそれをどう解決していくか」等を考えさせていくという内容を想定している。具体的な授業手法や進め方については、今後検討の必要があるが、日本で暮らす多様な人々との交流から得た学びを深め、学習者が自分自身に引き付けて考えることにつなげていきたい。

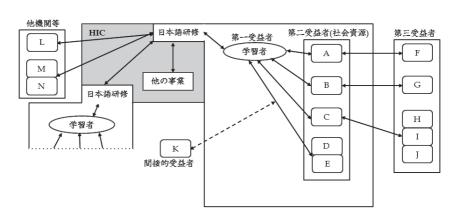
また、こういった多文化共生的視点を日程全体の構成にも取り入れ、全体を組み変えた。具体的には、ユニットでの目標を「他者を理解する」や「対話を目指す」とし、広い視点で目標設定をすることで、一研修内にとどまらず、研修修了後につながる学びを形成することを目指した。

以上のように、表1では固定的な捉え方で研修全体が組まれていたが、意見交換会を経て、表2の作成時にはそのことに自覚的になった。そこで、文化をより可変的な視点で捉えることによって学習者の将来につながる学びを形成できないかと考え、多文化共生的視点を取り入れて全体を構成し直した。その結果、交流相手や場の設定の仕方が変化し、研修全体の構成や授業内容等に多文化共生的視点が取り入れられた。こういった変化は、意見交換会での自身のコーディネートの問題として「固定的な捉え方」があることへの気づきから生まれたものであり、「参加」→「協働」のプロセスを経て、新たな「創造」へとつながったと考えられる。

3. 研修実施の社会的意義とコーディネーターの役割

本章では、第2章で述べたコーディネーターとしての実践での成果を踏まえ、地域 国際化交流協会であるHICにおける研修実施の社会的意義と研修に携わるコーディ ネーターの役割を述べる。

図3は、HICで研修を受けた学習者をその利益の第一受益者として考えた場合の、影響の広がりを示している。これは、前述の意見交換会で挙げられた研修実施によって生じるメリットをより抽象化して考えたものである。なお、ここでの利益(メリット)は、研修を契機として、図3において矢印で結ばれている両者が学びや気づきを得ること、および、それらの学びや気づきによって内面や行動などに変化が生じることを指す。以下では、具体例を挙げて、図3について詳細を述べる。



※ 図中の矢印は、「両者の関係性の中で何らかの利益(メリット)が生じうる」ことを示している

図 -3 HIC の日本語研修実施の社会的意義

学習者を第一受益者とすると、その学習者と直接関わりを持った人々・機関が第二受益者となる。第二受益者は社会資源に相当し、例えば、学習者と交流した日本人大学生の場合であれば、「〇〇人ではなく、一個の人間として知り合う」「自分と同世代の外国人の実際の生活や物の見方・考え方などを知る」などの利益が想定できる。さらに、その第二受益者と関わる人間が第三受益者となる可能性もある。具体的には、第二受益者である日本人大学生が、その後外国人とコミュニケーションを取ることへのハードルが下がり、留学生に積極的に話し掛けるようになる、といったことが想定される。また、学習者と第二受益者の関わりを傍から見ている、間接的受益者も存在し得る。交流に参加しなかった日本人学生が、その活動を見かけて楽しそうだったので自分もやってみたくなり、別の国際交流イベントに参加するようになれば、間接的に利益を受けているといえるだろう。このように、利益は学習者のみに止まらず広がっていくことが予想される。

また、こういった利益は一方的に与えられるものではなく、双方向に作用する。前述の事例であれば、学習者は社会資源の一つである日本人学生と交流することで「完璧な日本語でなくても頑張ってコミュニケーションを取るようにすればなんとか通じる」と思い自信を持つかもしれない。さらに日本人学生は、交流後に関わるようになった留学生に刺激を受け、自分も海外に行ってみたいと思うようになるかもしれない。HICもまた、学習者から得たフィードバックを別の研修や事業などに活かし、一研修だけで完結せずにそこで得た知見を広く還元していくことが考えられる。

そして、こういった影響は、「研修実施時点」に限られたことではない。例えば、研修で、日本人大学生や留学生、地域住民等様々な人と交流したことで、考え方の多様性やその重要さを学んだ学習者が、将来自国の多文化共生に貢献する可能性もある。学習者は可変的な存在であり、将来的にどう変化するかは未知数だが、研修で得られた利益が未来を変える原動力になりうるのである。それは、学習者にかぎらず、社会資源である第二受益者や第三受益者にも言えることであろう。

ここまで具体例を挙げて述べた利益、つまり気づきや学び、内面・行動の変化は、いずれも多文化共生的視点を養うことにつながっている。このように、HICでの研修実施を介して、多文化共生的視点を持った人材を増やしていくことは、ひいては多文化共生社会の実現に結びつくと考える。したがって、HICの研修では、この好循環を意識して全体をコーディネートしていく必要がある。より具体的に言えば、研修をコーディネートする際、こうした利益が生まれるよう意図してカリキュラムを組み立て、学習者と社会資源双方の利益を想定した場の設定を行うことが肝要だといえる。さらに、研修全体を通じて、その先に広がる未来や社会を見据えたメッセージを伝えてい

くことで、より広範囲、かつ長期にわたって利益を生み出していくことができるであ ろう。

一方で、HICが一研修で得た知見は、当然、HICが実施する他の研修、あるいは研修以外の事業で生かすことも考えられる。そして、HIC内部のみならず、学会発表等を通じて他機関と知見を共有する等して、社会に還元していくことが必要であろう。図3で示した影響のすべてを意図的に引き起こすことはできないが、その広がりを意識して研修を組み立てることが、可能性の広がりにつながると考える。

重要なのは、この短期訪日研修において、日本語が学習者の自己表現の手段として存在し得ることである。だからこそ、コーディネーターは、学習者が自由な視点を持って自己表現できる場を設定し、そのための適切なサポートを研修に組み込む必要がある。また、そのサポートが、一つの規範的なあり方ではなく、自身の伝えたいことをいかに伝えていくかを考える場として機能しうるよう、配慮する必要がある。

細川[2002: 9]は、「学習者自身に自分の観点からそれぞれのことばと文化を発見させ、そこで自分なりの学習の手がかりを捉えさせる手助けをする」学習/教育のあり方について論じているが、HICの研修においてもこの観点は重要なものだと考える。筆者がこれまで担当した研修では、研修序盤で実施する見学での課題として、「日本らしい日本」と「意外な日本」の2つのテーマで写真を撮影することを課し、その写真について発表させるという活動をよく行っていた。しかし、こういった設定の仕方では、「どのような日本の姿を感じ取るか」までもが規定されているため、自分なりの視点を持って自由に自己表現しているとは言い難い。一方、同じような流れで実施するとしても、この課題を「自分が伝えたいと思った日本の姿を撮影する」とすれば、明確な方向性を持ちつつ「何を伝えたいか」は自由であるため、より個を活かすことができる。そして、その個々の伝えたいことを「どのようにすれば、聞き手に分かりやすく伝えることができるか」を共に考えていくことが、日本語のサポートとなりうるだろう。つまり、これまでは既定の枠組みの中で学習者が考えたことを発信させていたが、その枠組みを取り払った上で、場を設定すべきだといえる。

以上をまとめると、地域国際化交流協会における研修実施の社会的意義は、「研修を受けた学習者を起点として、その利益を社会に還元していくこと」である。これは、換言すれば、HICが、研修を媒介として、社会資源とwin-winの関係性を構築することを目指し、そのことによって、研修実施を通じて得た知見を社会に還元していくとともに、多文化共生的視点を持った人材の育成に結び付けることだといえる。そして、直接的に行政と市民をつなぐわけではないが、「行政と市民の間に立つ中間支援組織」「菊池2012:90]としての役割を、研修実施によって果たすことになると考える。

また、研修実施に際しては、訪日研修の環境を活かして、学習者が日本語を媒介として自らを表現できる場を設定した上で、そのための適切な支援を行うことが求められる。そのため、コーディネートにおいては、学習者から社会に還元される利益として何が想定され、それがどう影響していくかを、長期的視野に立って思い描き、研修に反映させていくことが重要であろう。

では、こういった研修に携わるコーディネーターは、何を備えているべきなのだろうか。筆者の固定的な捉え方が、コーディネート上障壁になったことを省みると、図3の社会的意義を実践に反映させるには、2つの「そうぞう」力が必要だと考える。

1つ目は「想像力」、つまり、既存の枠組みにとらわれず、自由に想像できる力である。これは、大きな視点で捉えれば、「社会的影響力の広がりの可能性」や「実現したい社会のあり方」をどれだけ想定できるかということであり、より小さい単位でいえば、「目標達成に向けて、どのような方法で進めていくか」等を考えていくことである。いずれのことに関しても、常識や通例にとらわれたり経験に固執したりせずに発想を広げていくことが重要であり、これは、山西[2011]が多文化社会コーディネーターの専門性を形成する視点の一つとして挙げている「妄想(構想)」と重なる力である。

2つ目は「創造力」で、これは、想像を現実に落とし込み、実現可能な形にすることを指す。たとえ想像したことが斬新で意義のあるものだったとしても、現実には様々な条件が課される。HICの研修でいえば、経費や学習者の日本語能力のレベル差等、HIC側がコントロールできない諸要素が絡み、当初の計画通りに進まないことは多い。そういった条件を加味した上で、目指していることに向けてぶれを生じさせずに進めていくためには、現実世界の中で形にしていくだけの「創造力」が必要となる。

さらに、この2つの「そうぞう」力は、コーディネーターが持つ「信頼関係のあるつながり」によって、より力が発揮される。本稿の実践で言うと、多様な現場の人間が集まって想定以上の結果につながったことや助言からの気づきが次の創造の契機となったことが挙げられる。つまり、コーディネーター一人では導き出せない「そうぞう」が「つながり」によって実現したといえる。また、この「つながり」は、それを基にしたさらなる連携の可能性を持っている。小さな広がりではあるが、意見交換会に際し、日本語講師のチームリーダーを介して行政等から参加者を募ることができたことがその一つであり、今回意見交換会に参加したメンバーを軸に新たなつながりができれば、それがより広範囲でのつながりに拡大していくこととなる。また、筆者が地域国際化交流協会の一職員であることを考慮すると、広島県の施策の一つである「多文化共生社会づくり」や「国際交流」を研修事業の形で実施して、行政と市民をつないでいくことも果たすべき役割の一つであろう。

以上のことから、コーディネーターの役割とは、「信頼関係のあるつながり」に基づいて「連携」を広げ、それを新たな「そうぞう(想像/創造)」に結び付けていくことであり、地域国際化交流協会の職員としては、研修事業の実施を通じて行政と市民をつなぐことも役割の一つとして意識していくべきであると考える。

4. 結び

以上本稿では、HICで研修を実施する社会的意義と、その実現に向けてコーディネーターが果たすべき役割を明らかにすることを目的とし、コーディネーターとしての2つの実践の省察を「参加→協働→創造」のプロセスに沿って行った。1つ目の実践は、協働で研修実施の社会的意義を捉え直すことを目指した意見交換会におけるコーディネートである。まず、「参加」の場を、(1)課題の明確化、(2)進行・内容のあり方、(3)参加者の選定を重視して設定した。次に、実際の意見交換会での「協働」の成果として、(1)様々な社会資源側のメリットが見出され、(2)一社会資源の状況を、広範囲での地域の課題と結び付けることができ、(3)研修で地域住民と学習者の交流の機会を作り得ることが示された。2つ目の実践は研修案の作成で、意見交換会前と後を比較した。その結果、意見交換会前の案では、コーディネーターの「固定的な枠組み」が浮き彫りになっていたが、意見交換会後ではそのことに自覚的になり、(1)多文化共生的視点を全体構成や科目内容に組み込む、(2)交流活動の場と相手を再考した上で、参加者全員のメリットも検討し直して新たな活動を生み出すという変化が見られた。これらの変化は、意見交換会で得られた知見が反映されており、これが「創造」にあたる。

これらの実践の省察から、HICでの研修実施の社会的意義として「研修を受けた学習者を起点として、その利益を社会に還元していくこと」が見出された。また、そのことが多文化共生的視点を持った人材の育成に結び付くこと、研修実施を通して行政と市民をつなぐことが可能であることが示された。そして、その研修のコーディネーターの役割は、「信頼関係のあるつながり」に基づいて「連携」を広げ、それを新たな「想像/創造」に結び付けていくことだといえる。

しかし、筆者自身には、いまだ2つの「そうぞう」力が不足している。また、意見交換会で得られた知見を反映した研修の実施はこれからであるため、今想像していることをどれだけ実際の創造につなげられるかは未知数である。しかし、今後「つながり」を深め連携を広げていく中で実践と省察を繰り返していくことで、2つの「そうぞう」力を高めていきたいと考える。また、学習者や彼らと関わる社会資源が、より自由に自ら学びを形成できるような場を創り出す研修をコーディネートすべく、模索し続けていきたい。

謝辞 本稿で述べた意見交換会の実施やその振り返りにあたり、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センターの杉澤経子先生に、貴重なご助言を賜りました。ここにあらためて、感謝申し上げます。また、論文作成時には、(公財)ひろしま国際センターの犬飼康弘氏、池田恵氏から、様々なご指摘・ご助言をいただきました。心より御礼申し上げます。

[注]

- ¹ 例えば、平成25年度に実施された、台湾A大学の研修(約3週間)の研修員に対する修了時アンケートでは、「研修の満足度」が5段階評価で「5 (最高評価)」が92%、「4」が8%となっている。
- ² 研修部のある建物の名称。他に、JICA中国やレストラン、宿泊棟が同建物内にある。
- ³ 事務面での調整を行うプログラムオフィサー、文化体験・ホームステイ等のアレンジや生活面での サポートを行う研修監理員がいる。
- ⁴ この意見交換で題材とした研修は、台湾の大学で日本語を専攻している大学2~4年生、および卒業 年の計13名を対象とした、約3週間の短期訪日研修である。

[猫文]

- 菊池哲佳, 2012,「『協働の場を創る』――国際交流協会職員の立場から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究15地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性――多様な立場のコーディネーター実践から』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 90-100.
- 倉地暁美, 1992、『対話からの異文化理解』勁草書房。
- 杉澤経子,2009,「多文化社会コーディネーター養成プログラムづくりにおけるコーディネーターの省 察的実践」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究別冊1多文化社会に求められる人材とは?』東京外 国語大学多言語・多文化教育研究センター,6:30.
- 杉澤経子,2012,「地域日本語教育分野におけるコーディネーターの専門性――多文化社会コーディネーターの視座から」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究15地域日本語教育をめぐる多文化社会コーディネーターの役割と専門性――多様な立場のコーディネーター実践から』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター、6・25.
- 杉澤経子, 2013,「自治体国際化政策と政策の実施者に求められる役割」『シリーズ多言語・多文化協働 実践研究17多文化共生政策の実施者に求められる役割――多文化社会コーディネーターの必要性と あり方』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター, 12:35.
- 細川英雄, 2012, 「第1章 ことば・文化・教育――ことばと文化を結ぶ日本語教育をめざして」『ことばと文化を結ぶ日本語教育』凡人社: 1-10.
- 山西優二,2009,「第1章 多文化社会コーディネーターの専門性と形成の視点」『シリーズ多言語・多文 化協働実践研究11 これがコーディネーターだ! ――多文化社会におけるコーディネーターの専門性 と形成の視点』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター,4-12.
- 山西優二,2011,「第1部 コーディネーターの専門性形成と協働実践研究 多文化社会コーディネーターの専門性形成と協働実践研究の意味」『シリーズ多言語・多文化協働実践研究14多文化社会コーディネーターの専門性をどう形成するか』東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター、4·14

複言語サポーターは どのように複数の言語を使用しているのか

---語りからみえてくるもの---

The Usage of Languages by Plurilingual Supporters : An Interview Survey

徳井 厚子* TOKUI Atsuko

This study aimed to elucidate the usage of languages by plurilingual supporters (PSs), that is, non-native speakers with roots overseas who support foreign residents at schools and communities. Based on interviews, this study aimed to clarify how PSs make full use of multiple languages to provide support. Analysis of the interviews revealed the following:

- The standard for the usage of languages by PSs varies depending on individual PSs.
- 2) PS use their mother languages in the following cases: (1) to listen to feelings;
 - (2) to listen to the personal problems; (3) to provide detailed descriptions;
 - (4) to explain the situation in the event of an emergency. Also, some PSs feel a sense of security using their own languages in the above cases.
- 3) In some cases, PSs combine multiple languages.
- 4) In some cases, PSs adjust the linguistic levels and expressions.
- 5) In some cases, the PSs and foreign people adjust each other.
- 6) In some cases, there are difficulties and limitations in the adjustments.

PSs play a role by adjusting their usage of their languages depending on the situation. It can be said that PSs play a role that cannot be fulfilled by Japanese native speakers.

It can also be said that the situation of their usage of their languages is closely connected to plurilingual competence.

^{*}信州大学 教育学部 准教授

1. はじめに

現在、日本においても国境を越えて移動する人々が増え、多様な外国人支援の在り 方が求められている。このような状況の中で、複言語サポーター(本研究では、本人 自身が外国にルーツを持ち、複数の言語を駆使しながら地域や学校で外国人に支援を 行っている者と定義する)は、重要な役割を果たしていると考えられるが、これまで 複言語サポーターの具体的な言語使用の実態については、あまり研究対象として光が 当ててこられなかった。

総務省[2006: 5]は、「多文化共生」について、「国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」としている。石井[2011: 89]は、この定義について「対等な関係での対話以前の問題として、十分な日本語能力を持たない外国人は「日本語」と「国籍」の二つの壁によって社会生活のさまざまな面で制約を受け、本来守られるべき権利や平等に与えられうるべき機会が確保されない状況にある」ことを指摘し、具体的に「就労に関する法律や雇用契約、医療補助や子どもの就学の制度や手続きに関する情報など、基本的な人権に関わる情報がきちんと届けられるようになっておらず、あるいは故意に隠されて大きな不利益を被っているケースもまれではない」と述べている。外国人が地域社会の構成員として共に生きていくためには、石井の述べるように、まず雇用や医療等といった基本的な人権に関わる情報を届け、支援していくことが必要であろう。そのためにも複数の言語を駆使しながらサポートする複言語サポーターの存在は重要であると考えられる。

また、河原[2004: 6]は、言語サービスについて、「外国人が理解できる言語を用いて必要とされる情報を伝達すること」と定義している。河原[2004: 7]は、さらに、言語サービスの第一の定義として「情報サービス」を挙げ、第二の定義として「在住外国人の母語によるアイデンティティを守りその文化の発達を支援すると同時に日本人との共生社会をつくっていくための言語政策の一つである」ことを挙げている。多文化共生社会における複言語サポーターの言語使用や役割を考える際、河原の述べる第二の定義の視点も重要であろう。多文化共生社会の実現のためには、複言語サポーターは重要な役割を果たしていると考えられよう。

国内の地域における複言語サポーターの言語使用や役割についての研究は、これまでいくつかなされている。晏[2010: 90-92]は、外国人職員という当事者としての経験から、多文化共生事業における外国人職員の役割を考察し、当事者の母語以外にも多様な言語の対応が求められたり、その役割が生活の様々な面にわたり相談が寄せられる等、期待していたよりも実際は多様であることを報告している。また、晏は、「意

識的に通訳を行わなかったり席をはずしたりして双方が直接会話できる場を意識している」と述べ、当事者同士が直接会話できるようなサポートを側面から行っているとしている。金井[2010: 173-174]は、地域日本語教室における学習活動のデータの分析を行い、日本語非母語話者ボランティアは、(学習者の母語で)学習者の経験を引き出すことで、学習者の言いたいことを伝えたいという強い動機を誘発し、ことばの発達につなげたとしている。今後、複言語サポーターが支援の現場でどのように複数の言語を使用しコミュニケーションの工夫をしているのか、その実態についてより詳しくみていく必要があるだろう。また、複言語サポーターが母語を含む複数の言語を使用することによりどのような影響があったのかという観点からの研究も今後さらに必要となるだろう。

地域における外国人支援の言語使用に関しては、コミュニティ通訳の役割や特徴に ついてまとめたものがある。水野[2008:6]は、コミュニティ通訳を「司法、医療、行 政サービスを中心に日本で暮らしている外国人の言葉の問題に対処するための通訳 者、翻訳者」としている。また、杉澤[2013:24]は、コミュニティ通訳の範囲を「相談 通訳のほか、教育通訳、行政通訳、警察通訳と法廷通訳を除いた司法通訳、命に関わ るような医療行為および高度な医療通訳を除いた医療通訳」としている。水野[2008: 12-16]は、コミュニティ通訳の特徴として以下を挙げている。1)地域住民を対象に している。2) (例えば医者と患者のような)力関係に差がある。3)言語のレベルや種 類が様々である。4)文化的要素が大きく関わる。5)基本的人権の保護に直結している。 また、内藤[2013: 32]は、会議通訳とコミュニティ通訳の違いについて、前者が専門 家同士をつなぐ役割であるのに対し、後者は日本社会に暮らす市井の外国人を対象に したものであり、ホスト社会側の専門家との間に立ち、生活に根差した諸問題の解決 に向けて通訳を行うとしている。さらに、内藤[2013:44-51]は、コミュニティ通訳 の通訳時に求められる専門性として、正確性と忠実性が担保された訳出能力、多言語・ 多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力、専門家として問題を見極 め解決にあたる力、場を調整する力を挙げている。杉澤[2013: 15]は、相談通訳に必 要な力量の一つとして、「きく」技能の重要性を挙げ、正確に「聞く」、共感的に「聴く」、 問題にアプローチするために「訊く」ことが重要としている。

このように、国内の複言語サポーターについてはその役割や意義という観点からの 考察がある。また、言語サービスやコミュニティ通訳の専門性や意義に関する論考も みられる。複言語サポーターは母語や日本語など複数の言語を使用しながら、外国籍 住民の当事者に近い立場から日本語母語話者にはなし得ない役割を果たしていると考 えられる。支援の現場で複言語サポーターがどのように複数の言語を使用しているの か具体的にみていくことで複言語サポーターの役割や実態をより明らかにすることができるのではないかと考える。当研究では、複言語サポーターが支援の現場でどのように複数の言語を駆使しながら支援を行っているのか言語使用の実態について複言語サポーター、及び日本人コーワーカー(複言語サポーターと一緒に仕事をしている日本人)の語りをもとに考察するものである。

2. 複言語・複文化主義と複言語サポーター

ヨーロッパ評議会は、複言語・複文化主義について以下のように述べている。

個々人の体験は、その文化的背景の中で広がる。(略)しかし、その際、その言語や文化を完全に切り離し心の中の別々の部屋にしまっておくわけではない。むしろそこでは新しいコミュニケーション能力がつくりあげられるのであるが、その成立にはすべての言語知識と経験が寄与するし、そこでは言語同士が相互の関係を築きまた相互に作用しあっているのである[Council of Europe 2001=2004: 4]。

西山[2010: 25]は、biという接頭辞は二つの事象が対応して存在し、あたかもそれらが完璧な状態で共存するかのような表象を生み出すのに対して、pluriの想定する世界は、複合的、複層的であり、管理されたものではないと述べている。また、多言語主義が社会に重きをおいているのに対し、複言語主義は個人に重きをおいているという[山川2010: 53-54]。

本研究で扱う複言語サポーターという名称では「複言語」という言葉を用いているが、これは、特に欧州評議会[2004: 4]の記述の「複数の言語同士が相互の関係を築きまた相互に作用し合っている」という側面、及び「pluriの想定する複合的・複層的」「西山2010: 25]な側面を強調するためである。なお、前章で述べたコミュニティ通訳と複言語サポーターの業務内容の範囲はほぼ重なるが、当研究では複言語サポーターの範囲をやや緩やかに捉え、「相談通訳、教育通訳、行政通訳のほか、医療通訳等も含める」と捉えることとする。

3 研究概要

日本国内の複数の地域において、複言語サポーター及び日本人コーワーカーにインタビュー調査を行った。インタビューは半構造化の方法で行い、支援の内容、支援のコミュニケーション、仕事に対する思い、問題とその解決、悩み、周囲との関係、複

言語サポーターの役割の可能性等を中心に自由に語ってもらった。インタビューは日本語で行い、一人30分から1時間半かけて一人ずつ対象に行った。インタビューを行うに際し、研究成果の公表にあたっては本名を公表せずアルファベット、もしくは仮名という形を用いること、本人であることが推測できる情報は記載しないこと、本人の話したくないことを聞かれた場合には、話すことを拒否する権利を持つことを条件にし、事前にインタビュイーからの許可を得た。インタビューは2011年5月に開始し、2014年2月まで42名の複言語サポーター、及び15名の日本人コーワーカーに対して行った。対象者は地域の国際交流団体や行政機関、労働局等での外国人相談、地域や学校での外国籍児童生徒の支援、病院での医療通訳等の支援を行っている。当報告では、これらの語りのうち、「複数の言語をどのように使用しているのか」についての語りのみられた13名の複言語サポーター、及び3名の日本人コーワーカーの語りを取り上げる。詳細は表1の通りである。

	20	1 / / C I 1	O ITAIN ITAIN A MINIT
協力者	性 別	出身	支 援 内 容
F	男性	ブラジル	小学校の外国籍児童の学習支援
С	男性	韓国	地域の外国籍小中学生の学習支援
Н	女性	中国	中学校の外国籍児童の学習支援
0	女性	ペルー	小中学校の外国籍児童の学習支援
R	女性	中国	中学校での外国籍児童支援
Y	女性	ブラジル	労働基準監督署での外国人相談
D	女性	ブラジル	国際交流団体での外国人相談
P	女性	ブラジル	国際交流団体での外国人相談
I	女性	ブラジル	国際交流団体での外国人相談
S	女性	ブラジル	市役所での外国人相談
K	女性	ブラジル	市役所での外国人相談
U	男性	ブラジル	市役所での外国人相談
Т	女性	ペルー	医療通訳
N	女性	日本	医療通訳
X	男性	日本	医師
Z	女性	日本	小学校での外国籍児童生徒支援
		·	

表-1 インタビュイーの性別、出身、支援内容

当研究では、これらの語りを、その内容から以下のようにカテゴリー化した。

- ・日本語・母語の使い分けの多様性に関する語り
- ・母語を使用する場合に関する語り
- ・母語を使用することの意味に関する語り

・複数の言語の融合や言語レベルの調整に関する語り

さらに、「母語を使用する場合に関する語り」のカテゴリーでは、さらに下位カテゴリーに分け、「感情的な面を聞く場合」「個人的な内容を聞く場合」「具体的な説明をする場合」「緊急時の状況説明の場合」にカテゴリー化した。また、「複数の言語の融合や言語レベルの調整に関する語り」のカテゴリーでもさらに下位カテゴリーに分け、「両言語融合して使用する場面」「言語レベル(表現)の調整がされる場合」「当事者側からの調整がされる場合」「調整の限界と困難」にカテゴリー化した。以下では、それぞれの語りについて述べる。

4. 分析結果

4-1. 日本語・母語の使い分けの多様性に関する語り

まず、場面ごとや内容によって言語を使い分けているという語りがみられたが、これらの言語使用の使い分けの基準は個々の複言語サポーターにより異なり、多様であった。

小学校で外国籍児童に支援をしているFは、「授業中」「授業外」という場面によって日本語と母語のポルトガル語を使い分けているという。Fは、「授業中は日本語で支援、授業を離れるときに、ポルトガル語で話をするようにしている」と述べている。授業外ではどのようなコミュニケーションを行っているかについて、Fは、次のように述べている。

雑談もあるし、○○したい、○○で遊びたい、遊びたくないのかどうなのか、家のことを話したり、親がどうしたとか、妹がどうしたとか、何を買ってもらったとか、そういう話をする。

教室内では日本語だが、教室外では当事者の要望や日常的、個人的な話題等の雑談について当事者と母語を用いながらコミュニケーションを行っていることがわかる。 授業外の場合、授業中のように「日本語を話さなければならない」という状況から当事 者が解放されると捉えているためではないかと考えられる。また、個人的で日常的な 話題については、日本語よりもむしろ母語で話す方が当事者にとっては話しやすいと 捉えているからではないかといえる。

一方、地域の外国籍児童の学習支援をしているCは、「内容や伝え方」によって日本語と母語を使い分けているという。例えば、「喧嘩などのトラブル」「こみいった内容の場合」「正確に伝える内容がある時」は母語を使用し、「雑談の時」は日本語だという。

「喧嘩」のように摩擦の生じるコミュニケーションでは、自分の考えや感情、事実が伝わらないと誤解を招いてしまう。摩擦を解消する上では母語でのやりとりが必要と考えていることがわかる。また、正確に伝えることは摩擦や誤解そのものを防ぐことができるが、そのような時も母語を使用する必要があると捉えていることがわかる。こみいった複雑な内容の際も、丁寧に内容を伝えていくためには、母語を用いる必要があると考えていることがわかる。Cは、雑談の時は日本語を用いると述べているが、雑談の場合は誤解や摩擦が少なく、正確に伝わらなくともコミュニケーションが円滑に進む場合が多いと捉えているからではないかと考える。

また、市役所での外国人相談を行っているSは、用語はできるだけ日本語を使用し、 制度の説明は母語で行っているという。

国民保険や児童手当等のような名前は、できるだけ日本語でそのまま伝えるよう にしている。ポルトガル語ではできるだけ制度の説明をする。

この理由として、Sは、「自分ひとりでできるようになってもらいたいので。何もできなくて他の人に任せてしまうのではなく、自分自身に誇りをもっていくことが大切」と述べている。用語を日本語で理解し、制度については母語で内容を理解していることが本人の自立と自己肯定感に結びつくと考えていることがわかる。

言語の使い分けの仕方や基準については、場面や内容による等、個々の複言語サポーターによって異なることがわかる。同じ「雑談」の場面でもFは母語を用いているが、Cは日本語を用いている。複言語サポーターの言語使用の仕方は、個々によって、また状況や文脈によって異なっており、固定的ではないといえる。言語使用はドメインや内容別に固定しているのではないといえるだろう。現場で当事者との関係が刻々と変化し、話す内容や場面の意味も文脈によって異なる。こうした状況を把握しながら言語を使い分けているといえる。

4-2 母語を使用する場合に関する語り

前節では、日本語と母語を使用する場面の基準の多様性について述べた。複言語サポーターの語りからは、特に母語を使用する場面についての語りが多くみられた。以下では、母語を使用する場面についての語りをみていく。

(1)感情的な面を聞く場合

<感情や理由を聞く場合>

中学校で外国籍児童の学習支援をしているHは、「ふだんは簡単な日本語を使っているが、(当事者から)感情や理由を聞く時は中国語を使っている」という。当事者にとっては感情表現は第二言語よりも母語の方が出しやすいとHが捉えていると考えられる。また、「理由」のように詳しい説明が必要な表現も母語の方が表現しやすいと捉えていると考えられる。感情や理由は誤って伝わると誤解を生じさせてしまうため、感情や理由を細かく相手に伝えるためにも母語が必要と考えているのではないかといえる。

<不安や怒りを聞く場合>

労働基準監督署で外国人相談を行っているYは、「不安や怒りをやっぱり(母語で) 聞いてほしい」と当事者の心理について以下のように述べる。

(当事者が)みんな出して、時々私も理解できるように少し聞くこともあって、そして少しずつ整理していく。ゆっくり整理していってそして理解を求めるということがその相談の流れかなと思います。

Yは、当事者が不安や怒りを「みんな出す」ために母語を使用しているという。Yは、相談という文脈の中で「相手が理解できているかどうか」を重視しながら、「相手が不安や怒りを吐き出す」「相手を理解する」「整理しながら説明する」ために母語を使用している。相手が感情を吐き出すことができたかだけではなく、自分自身が相手を理解することも重視している。相手の文脈や感情について思い込みをせずに、相手に母語で確認することによって相手の文脈や感情を理解しようとしていることがわかる。Yはさらに次のように述べている。

相談者の話を怒っているときにちゃんと話聞いて、怒っていることを、その内容 はどんどん出して、それでわからないときにはまた聞いたりね、私がわかるよう にします。そして、少しずつそれを、また相談者に整理して理解をするようにし ます。

Yは、母語を用いて相手が「どんどん不安や怒りを出す」ようにサポートし、その 過程でわからないときは相手に確認するという。相手の不安や悩みを母語によって 引き出すのをサポートし、それらを自身が共有し相手の文脈やおかれた状況を母語を用いて理解しようとしている。相手の感情を引き出すためにも母語が重要な役割を果たしているといえる。「少しずつ問題を整理して相手が理解できるようにする」と述べているように、母語で確認しながら、あくまで相手との関係の中でやり取りを通して、時間をかけながら相手の状況を理解しようとしていることがわかる。母語を用いることで少しずつ当事者と複言語サポーターが関係を構築しているといえる。

(2)個人的な内容を聞く場合

小中学校で外国籍児童の学習支援を行っているOは、「(子どもは)日本語ができても、自分の悩みを話すのは母語。担任の先生にも言えない内容の時は母語になる」と述べている。子どもが「自分自身の悩みや話題」について、「母語を話すことのできる複言語サポーター」に対してのみ話していることがわかる。このように当事者の方から「母語で話す内容」によって「話す対象」を選択していたケースがみられた。

中学校での外国籍児童支援を行っているRは、以下のように述べている。

教えている中国人の子どもは中学生でとても頭のいい子どもであるが、日本人の クラスメートからいじめにあっている。いじめにあっていることを中国人のサ ポーターには話すが、「絶対に他の人に話さないで」と言うので、担任の先生にも 話さなかった。

この生徒の場合も、母語を話すことのできる複言語サポーターにのみ自分の悩みを 話していることがわかる。

(3) 具体的な説明をする場合

<制度の説明の場合>

労働基準監督署で外国人相談にのっているYは、サポート内容を具体的に説明する時は母語だという。

ほとんど電話でそのお話を聞いて、その答え、制度を説明してあげました。ポルトガル語でその制度を説明してできるだけハローワークにつなげたり、監督署につなげたり…

Yは、母語を使用することで具体的な制度の説明を可能にしている。どのように 支援しているかについては、以下のように述べている。

できるだけその話を聞くね。ポルトガル語で話聞いて理解できるように、わかるまで説明してあげるということをサポートした方がいいかなとは思うのです。

Yは、母語で具体的な制度を説明する際に、まず相手の話を聞き、「わかるまで説明」することが重要であると述べている。「相談の場において相手が理解しているかどうか」という状況や文脈を重視しながら母語で説明している。単に説明するという一方向的なコミュニケーションではなく、相手が理解できるかどうかを重視した双方向的なコミュニケーションを重視しているといえる。

<手続きやシステムの違いの説明の場合>

市役所で外国人相談を行っているUは、「言葉だけ翻訳しても、申請の仕方がわからないと(当事者は)理解できない。申請に慣れていないと申請そのものができない」と述べている。言葉のみの理解では不十分で、申請の仕方というスキーマを獲得していないと当事者は理解できないという。申請等の手続きを伝えるために母語を用いているといえる。

医療システムの違いを母語で説明をするのに、複言語サポーターの存在が必要であるという語りもみられた。日本人医師のXは、以下のように述べている。

受付をしてちょっと医者と話しただけなのにどうして診察料をとるのとか、中国 では前払いなのに日本では診察後に支払う等払いかたが違うことについてサポー ターの人に説明してもらっている。

また、国によっては、処方する薬や注射器はあらかじめ本人(あるいは家族)が購入して病院に持っていき診察を受ける場合もあるという。薬の処方の仕方も、国によっては弱い薬から徐々に強い薬を処方する場合もあれば、最初から強い薬を処方する場合もあり、その違いに戸惑う外国人患者に対してもサポーターに説明してもらっているという。このように医療システム自体の違いについての説明も複言語サポーターが母語で対応していることがわかる。

(4)緊急時の状況説明の場合

日本人医師のXは以下のように述べている。

病院に運ばれた人の正体がつかめない時、本人の意識もない場合は、電話番号の メモから誰であるかをつきとめなければならない。その時警察も一緒になってや る医療通訳の存在は不可欠である。

患者の正体がつかめない時に、母語を知っている複言語サポーターがいることで、患者の正体をつかむ手がかりをメモや連絡等で見つけ出すことが可能になるという。また、Xは、自分の出身国と日本の関係が悪化していることを懸念した患者が「国の関係悪化の影響が自分の手術に影響して、必要以上に自分の身体が切られてしまうのではないか」と不安を打ち明けた際、複言語サポーターが母語で「そんなことはない、大丈夫」と説明し、相手を安心させたことがあったと述べている。

複言語サポーターは、当事者の生命に関わることや緊急の際に、母語を用いて対応 することにより、当事者を安心させ、問題の解決に結びつける役割を果たしていると いえる。

4-3. 母語を使用することの意味に関する語り

では、言語使用で母語を使うこと自体どのような意味があると複言語サポーターたちは捉えているのであろうか。多くの複言語サポーターの語りに「母語を使用することによって当事者が安心する」という表現がみられた。

医療通訳をしているDは、以下のように述べている。

話すだけの相談の場合もある。自分は聞くだけ。さみしいのだと思う。安心して もらえればいい。大丈夫、と言ったりしている。

Dは、「さみしい気持ちでいる」当事者自身に、母語で話すことで安心してもらいたいと語っている。Iは、「母語によって相手が安心し自分を出せる」と述べている。母語で話すことで相手が安心し自分自身を開示できるようになるという。雑談を母語でしていると述べているFも、「母語は安心の役割を果たしている」という。また、日本人サポーターのZは、「中国籍の二人の子どもが、S先生がいると、とてもうれしそうに(有名な)中国の歌を歌う。思いっきり中国語をしゃべれるようだ」と述べている。子どもにとって母語の話せるS先生との場は、「思い切り」自分を出せる場になってい

るという。母語は当事者にとって安心して自分自身を開示できる場になっているといえる。

4-4. 複数の言語の融合や言語レベルの調整に関する語り

(1)両言語融合して使用する場面

複言語サポーターと当事者間の会話では、両言語を融合しながら使用しているという語りもみられた。

小中学校で外国籍児童の支援をしているOは、以下のように当事者が日本語とスペイン語とを融合させながら話していると述べている。

日本生まれでも、日本語で話しても途中でスペイン語になったりする。両方混ぜ て話せるのが子供にとって安心できるようだ。

Oと当事者は、双方の言語を分けて用いるのではなく、融合させながら、状況や文脈に応じて変化させつつコミュニケーションを行っているといえる。その状況は不安定と言えるかもしれないが、この不安定で混沌とした状況が当事者にとっては「安心する」状況となっていると考えられる。

(2)言語レベル(表現)の調整がされる場合

複言語サポーターの言語使用には、同一の言語内でのレベルや表現の調整もみられた。国際交流団体で外国人相談に携わっているDは、当事者と調停員の間で通訳をする時「わからないときはもう一度言ってもらう」「簡単に言い直してもらう」ようにしているという。「繰り返し」「簡単なスタイル」のように言語のレベルや表現の調整を当事者に依頼し、当事者同士がコミュニケーションしやすくなるよう側面からサポートしているといえる。

国際交流団体で外国人相談に携わっているPは、「日本にいるブラジル人に対しては、わかりやすく、ストレートなポルトガル語を使うようにしている。丁寧なポルトガル語だと伝わらない」と述べている。丁寧なポルトガル語よりもストレートなポルトガル語の方が通じるという相手の言語能力や特性を知った上で、相手とコミュニケーションする文脈を重視し、相手に通じる言語表現に調整している。具体的に以下のように述べている。

相談者によってもポルトガル語の言語能力が異なる。日本に働きにくる人にはポ

ルトガル語が低い人もいる。文章を書けても、読んでわからない人もいる。こういう人に対応するときには説明は簡単にして、やわらかいポルトガル語で伝えるようにしている。ブラジルでの大学卒の人もいる。相談者に合わせてことばを選んでいる。

具体的に当事者の言語能力が個々によって異なり、4技能がバランスよくできる場合だけではなく部分的な能力として身につけている場合もあるという。言語能力が低く、部分的にしか身につけていない場合には、「簡単な説明」で「やわらかい」ポルトガル語を使うようにしているという。「やさしくわかりやすい」という意味で「やわらかい」という表現を用いたのではないかと考える。「相手に合わせて言葉を選んでいる」と述べているように、相手の言語能力や文脈に合わせ自身の言語のレベルを調整しているといえる。

市役所で外国籍住民の相談に携わっているKは、「翻訳や通訳は、言われたことを そのまま翻訳すると喧嘩になってしまう」と述べ、以下のように述べている。

ブラジルの場合はとてもストレートな言い方をする。日本人の場合は「~かな」という言い方をすることが多い。(ブラジル人の言い方を)そのまま日本人に対してストレートに通訳すると、日本人の人は気を悪くする。そのため、「フィルター」をつけるように表現している。

Kは、さらに、「ある程度両方が平和的で、お互いの文化や気持ちの違いをわかってやることが大切。『あなたも大変だけどこちら側も考えてください』という言い方で話すと怒っている顔が穏やかになる。話を深くすることができ、理解してもらえる」と述べている。フィルターをつけるというスタイルの調整を行うことで、相手と円滑なコミュニケーションをはかろうとしている。

また、Kは「日本語は書くものが多く、特に受け身で書いてあるとわかりにくい」と述べ、次のように説明している。

例えば、子どものトラブルで、『○○さんに○○された』と書いてあるとうちの子がやったのかやられたのかわからない。日本語では「~された」はいじめられているニュアンスがある。保育園の先生には『あなたの子が○○さんにやりました(手をだした)』のようにはっきりいうように伝えた。保護者からは『やっと意味がわかった。やられていることがわかった』と言われた。

受動態ではなく能動態で述べることで、相手に正確な意味を伝えることができたという。

また、言語によって伝え方を調整するようにしているという語りもみられた。医療 通訳者のNは、以下のように述べている。

コーディネーターが通訳者に依頼するとき、英語通訳者の場合はシンプルに、中 国語通訳者の場合は長めに説明するようにと言語によって変化させるよう説明している。

Nは、言語によってその特質から簡素化したり、長めに調整することで相手に正確 に情報が伝えることができるよう、側面からサポートしている。

(3) 当事者側からの調整がされる場合

ここまではサポーターがどのように当事者やとりまく文脈に合わせて調整しているかについての事例について述べたが、当事者がサポーターに合わせて調整しているという例もみられた。

国際交流団体で外国人相談に携わっているIは、母語のポルトガル語の他にスペイン語も用いながら支援しているが、「スペイン語話者の相手(当事者)はむこうの方で(こちらに対して)ポルトガル語を交えて話してくれる」と述べている。相談者はスペイン語の母語話者であるが、Iの母語がポルトガル語であることに配慮して、母語のスペイン語に加えポルトガル語を交えて話したという。サポーター側のみが当事者に合わせて言語を調整するのではなく、当事者自身がサポーターに合わせて調整しているケースといえる。言語調整は、サポーターと当事者の双方向で行われていることを示しているといえる。

(4)調整の限界と困難

以上、複言語サポーターの言語使用について言語選択や言語レベル(表現)など相手や文脈に応じて様々な調整を行っているという語りについて述べたが、これらの調整は必ずしもスムーズに行われているわけではない。複言語サポーターの語りには、調整の限界と困難に関する語りもみられた。

医療通訳をしているTは、医者の言葉を当事者に伝えることの難しさについて「相手の言葉を患者にストレートに言えなかった」と医者の言葉を当事者にストレートに伝えることの難しさについて述べ、以下のように具体的に語っている。

研修を受ける前は、役割がむずかしかった。個人で雇われていると(例えば相手が友達の場合も含めて)、相手の言葉を患者にストレートにいえなかった。現場では暴言をはく場合もある。先生があと一ヶ月しかないとストレートに言うときもある。

相手と個人的な関係があると、「あと一か月しかない」のような医者の言葉を伝えなければならない時に、相手にストレートに表現するのが難しいという。これは、友人としての立場と事実を伝える通訳者としての立場の二重の関係性の狭間でのジレンマによるものと考えられる。

日本人医者のXも「ストレートに相手には伝えることが大切だと思うが、言いにくい時もある。」と述べ、相手に(病状を)ストレートに述べることの難しさについて述べている。複言語サポーターは相手との関係性の中で仕事をしているが、時には医療の深刻な内容等ストレートに伝えなければならない場面など、相手との関係性を脅かさざるを得ない状況に直面する場合もあることを示唆している。

5. 考察と課題

複言語サポーターの言語使用の分析から明らかになったことを、以下に挙げる。

第一に、複言語サポーターは、多様な文脈や状況に応じながら複数の言語を使い分けていることが明らかになった。これらの言語使用は、ドメインや目的で固定されるというものではなく、複言語サポーターや当事者をとりまく個々の文脈によって異なり、場面によりダイナミックに変化していくものといえる。複言語サポーターの取り巻く状況は個々によって異なり、彼・彼女らの言語使用に際しては文脈が重要な影響を及ぼしていることを示唆している。彼・彼女らは個々の文脈に応じながら言語を使い分けているといえる。そしてそれは固定的なものではなく、あくまで文脈によって変化していくものといえる。

Moore and Gajo [2009: 147]は、複言語・複文化能力を「場面や時間によって、流動的でダイナミックに変化していく」としている。今回のインタビューからは、複言語サポーターが多様な文脈に応じて様々に変化させていく状況が明らかになっている。複言語サポーターは状況や文脈の中で柔軟かつダイナミックに言語を使い分けているといえる。複言語サポーターにとっては、Mooreらの述べる複言語・複文化能力とも深い関連があるといえるだろう。こうした能力は、内藤[2013: 45]の述べる「多言語・多文化社会に対応した臨機応変なコミュニケーション能力」とも通じるが、今後どのようにこのような能力を身につけているのか、あるいはこれらの能力をどのよ

うに養っていけばよいのか、今後さらに追究していく必要があろう。

第二に、複言語サポーターは、文脈や状況に応じ特に母語を用いて支援をしていることも明らかになった。「感情的な面を聞く場合」「個人的な内容を聞く場合」「具体的な説明をする場合」「緊急時の状況説明の場合」に母語を用いるという語りがみられた。

当事者は、日本語では表現できない自身の心情面や個人的な話題を話す場合に、複言語サポーターと話す言語として母語を選択していると考えられる。母語を用いることにより、複言語サポーターは当事者の細やかな心情面に共感しながら聴くことができたのではないかといえる。また、当事者の個人的な話題を話す際に母語を用いることによって、当事者にとっては他の人には聞かれないという安心感を抱くことができたのではないかと考える。「具体的な説明」や「手続きやシステムの違い」について母語で説明するという語りもみられた。母語で単語を説明するだけでは理解に不十分であり、手続きやシステムの違いといったスキーマの獲得や文脈の理解ができていないと全体を理解することができない。複言語サポーターが母語でこれらのシステムや手続きを説明することができない。複言語サポーターが母語でこれらのシステムや手続きを説明することにより、当事者が理解することができ問題を解決することが可能になったといえる。「緊急の場合の状況説明」の際にも母語を用いているという語りがみられた。医療現場等では、けがや手術等の緊急の場合一刻も早く相手の生命を守らなければならない。このような状況の場合、母語を使用したことで一刻も早い問題解決へと結びつけているといえる。

また、母語を使用することについて「当事者が安心するのではないか」という語りがいくつかみられた。複言語サポーターの母語でのサポートは当事者を安心させる役割を果たしているといえる。複言語サポーターは文脈や状況に応じ母語を使用することで日本語母語話者にはなし得ない役割を果たしているといえる。複言語サポーターが母語を使用することでどのような状況が生み出されるのかについてもさらに今後考察していく必要があるだろう。

第三に、複言語サポーターは、両言語の融合、言語レベルや表現の調整等さまざまな工夫をしているということが語りにみられた。まず、複言語サポーターは双方の言語を融合して使用しているという語りがみられた。「pluriの想定する世界」[西山2010:25]は、複合的、複層的であるとされるが、このように複言語サポーターが双方の言語を融合しながら使用している状況は、複合的、複層的な状況であり、西山の述べる「pluriの想定する状況」であるといえる。また、「ストレートな表現」や、「簡単でやわらかい表現」「フィルターをつけた表現」のような言語のレベルや表現の調整もみられた。加えて、受動態を能動態に変え、伝え方を調整することで相手に明確に伝

えようと工夫しているという語りもみられた。このように、複言語サポーターは相手と理解し合うために文脈に応じて工夫しながら言語のレベルや表現の調整を行っているといえる。さらに、ストレートで簡単な表現を使うなど、「わかりやすさ」を重視した言語表現を文脈に応じ主体的に選択している状況も浮かび上がった。相手とコミュニケーションする文脈や状況に合わせながら言語を「やわらかく」調整しながら使用していることも明らかになった。そして、状況に応じてサポーター側のみが言語調整を行うのではなく、当事者側も主体的に言語調整を行っていることも明らかになった。これは、言語調整が必ずしも一方向的に行われる場合だけではなく、双方向的に行われる場合もあることを示唆するものであり、同時に支援者・被支援者の関係性の転換をなし得ることを示唆するものである。これらの語りは、複言語サポーターが必ずしも一言語のみを選択している状況ばかりではなく、文脈や状況、相手の状態に応じて両言語の融合、言語レベルや表現の調整を行いながら支援しているということを示している。複言語サポーターは、支援の現場でいかにわかりやすく相手に伝えることができるか複数の言語を様々な工夫をしながら用いているといえる。

また、複言語サポーターと当事者との双方向のコミュニケーションの中で調整が行われていることも明らかになった。支援の現場におけるコミュニケーションは複言語 サポーターと当事者の相互構築によるものであることを示唆しているといえる。複言語・複文化能力の特徴として、ヨーロッパ評議会で「それが各言語の能力と単純に加算したものではなく、組み合わせや交替が多様なことである」[Council of Europe 2001=2004: 147]と述べられているように、それぞれの言語能力の単純な加算ではなく組み合わせや交替が多様であるといえよう。今回の研究で見いだされた両言語の融合、言語レベルや表現の調整等を具体的にどのように行っているのか、また他にも様々な工夫をしているのか、複言語・複文化能力との関連からさらに考察していくことも今後の課題となるだろう。また、複言語サポーターと当事者のコミュニケーションの双方向性に注目していくことも課題といえる。

第四に、「医者の言葉を(相手が友人の場合)ストレートに言うことが難しい」のように支援の場における言語使用の難しさと限界についての語りもみられた。「支援の場」における複言語サポーターの当事者との関係は、「複数の言語を駆使しながらサポートする者」対「サポートされる者」である。しかし、その当事者との関係が友人同士であるような場合、「支援者」としての位置づけと「友人」としての位置づけという二重の位置づけができてしまう。このような場合、この二重の関係性の狭間でジレンマに悩む場合もあり得る。文化や言語の橋渡しをする仲介者としての役割と当事者と関係を持つ一人の人間としてのジレンマという問題を孕みつつ、仲介者として複数の言語を

使用しながらサポートしているという実態を示唆している。こうした複言語サポーターの位置づけの複雑さについての考察も今後必要であろう。

今回の研究で扱ったデータは限られているが、当研究では、複言語サポーターが様々な文脈に応じ複数の言語を駆使しながら、日本語母語話者にはなし得ない様々な役割を果たしている状況の一端を示唆できたのではないかといえる。これらの言語使用の状況は複言語・複文化能力との密接な関係にあるのではないかと考えられる。今後はさらに複言語サポーターの言語使用の実態を複言語・複文化能力との関連から明らかにするとともに、複言語サポーターの複言語・複文化能力をどのように養っていくかについて考察を進めていくことが課題として挙げられる。また、今回の調査対象者の支援対象は子どもや成人が含まれている等多様であるが、支援の対象者別の考察も課題として挙げられる。

謝辞 当研究を遂行するにあたり、インタビューにご協力くださった方々に心から感 謝申し上げます。

付記 当研究は、H26-28年度科学研究費基盤C(代表 徳井厚子)「複言語サポーターの複言語・複文化能力に関する研究―言語使用の実態調査を通して」の研究成果の一部です。

[文献]

晏睛, 2010, 「多文化共生事業における外国人職員の役割に関する考察」『多言語多文化――実践と研究』 3:86-101

Council of Europe, 2001, Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment. Cambridge: Cambridge University Press. (=2004, 吉島茂・大橋理枝他訳, 『外国語教育 II 外国語の学習、教授、評価のための共通参照枠』朝日出版社.)

石井恵理子, 2011,「共生社会形成をめざす日本語教育の課題」馬渕仁編『「多文化共生」は可能か――教育における挑戦』勁草書房85-105.

金井淑子, 2010,「地域日本語教室における学習者の学び――日本語非母語話者ボランティアの参加をとおして」『多言語多文化――実践と研究』3:150-175.

河原俊昭編,2004,『自治体の言語サービス』春風社.

水野真木子, 2008, 『コミュニティ通訳入門』大阪教育図書.

Moore, Daniele, and Gajo, Laurent, 2009, "French voices on plurilingualism and pluriculturalism: theory, significance and perspectives." *International Journal of Multilingualism* Vol.6, No.2, 137-153.

内藤稔、2013、「「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の専門性」『シリーズ多言語・多文化協働実践研

究16「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性』16:31-56.

西山教行, 2010,「複言語・複文化主義の形成と展開」細川英雄・西山教行編『複言語・複文化主義とは何か』くろしお出版, 22-34.

西山教行, 2013,「『ヨーロッパ言語共通参照枠』の考え方:5つのキーワードから考える」『大阪樟蔭女子大学 英語と文化』3:31-36.

大木充, 2011,「『ヨーロッパ言語共通参照枠』(CEFR)に学ぶ外国語学習の意義」大木充・西山教行編『マルチ言語宣言』 3-19.

総務省,2006,『多文化共生の推進に関する研究会 報告書』.

杉澤経子, 2013,「問題解決に寄与するコミュニティ通訳の専門職養成の取り組み」『シリーズ多言語・ 多文化協働実践研究16「相談通訳」におけるコミュニティ通訳の役割と専門性』16:12:30.

山川智子, 2010,「「ヨーロッパ教育」における「複言語主義」および「複文化主義」の役割」細川・西山編『複言語・複文化主義とは何か」くろしお出版, 50-64.

シリーズ多文化社会で働くということ

難民支援最前線 -日本の場合-

Refugee Assistance Frontier - In Case of Japan

石川 美絵子 ISHIKAWA Mieko

講演録趣旨

日本に暮らす外国人は約200万人。積極的に日本の社会に参加していく外国人が増える一方で、今なお多くの課題に直面する人たちも多数存在します。多言語・多文化教育研究センターは、こうした「多文化化する日本社会」の中で生まれる問題に対し、これを理解し、さらにはその問題解決のために社会で活躍できるような人材を輩出するために教育・研究・社会連携の活動を行っています。その研究活動の一環として、「多文化社会で働くということ」をテーマとして、第一線の実践家の方をお招きして、お話いただく形の研究会を実施することになりました。特に、本学学内の若い学生に第一線で活躍する人の話を聞いてもらい、多文化社会で活躍する人のロールモデルを示すことも、目的のひとつと考えています。

その第一回として、2014年7月、社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ)において難民担当ワーカーを務め、また特定非営利活動法人なんみんフォーラム事務局において活躍される石川美絵子氏を講師としてお話を伺いました。ISSJは、在日難民認定申請者への相談援助事業に加え、国際養子縁組支援や国境を超えて離れ離れになった家族の再会援助(無国籍の子どもの国籍取得援助)、カンボジアのストリートチルドレンの自立援助など、実にさまざまな活動を実施しております。非常に貴重な経験を、研究誌を手に取る方々にも共有していただければと思い、今年度は研究誌にも講演録として掲載することになりました。現在研究者、あるいは実践家としてすでに社会で活躍している方々にも、示唆に富む講演であったかと思います。ぜひご一読いただければ幸いです。

日本国際社会事業団(ISSJ)について

(石川) 今、ご紹介にあずかりました、日本国際社会事業団の石川といいます。いろいろな経歴がすごい雑多なので分かりにくいかと思うのですが、今現在は日本国際社会事業団、ISSJというところと、それから今ご紹介いただきましたNPO法人のなんみんフォーラムというところで、ついこの間まで事務局だったのですが、今現在は理事をしております。どちらも難民に携わる仕事で、私の中では2つの仕事を兼任でも、それほど大きな矛盾はないです。内容としましては、こちらのISSJではソーシャルワークを難民の方を対象に行い、なんみんフォーラムFRJでは政策提言アドボカシーを中心として、日本で難民支援をしているほかの団体の方々と一緒に仕事をしています。

ISSJは、インターナショナル・ソーシャル・サービス・ジャパンの略称になります。本部はジュネーブにありまして、これは国際的な団体の日本支部になります。国際的な団体としてのミッションは、移住等に伴いと書いてあるのですが、移住等に伴い2カ国以上にまたがって生じる個人、子供、家族の問題の解決を図るという文章がよく分からないかもしれませんが、簡単に言いますと人が国境を超えて移動したときに、そこで例えば個人として何か法律にかかわる問題、例えば難民ですとか人身売買なんかもあるのですが、そういう問題が生じる場合、あるいは移住した先で結婚して家族ができて、そこで定住する中で生活上のさまざまな問題が起こる、その中には結婚自体もありますし、それから離婚ということもあります。

またそこで生まれた子供が国籍を取れるか取れないかということもありまして、国境を超えてしまうと、その本国と移住した先で2つの法律にかかわってくるのです。ですから、ソーシャルワークということをメインにはしているんですけれども、法律的な事柄も行っています。ISSJは日本がハーグ条約というものに加入しましたので、子供の連れ去りというのを皆さん新聞記事とかで読んだことがあるかもしれませんが、報道でよくいわれるのは国際結婚をして破綻して、あるいは奥さん、お母さんが暴力を受ける、子供を連れて日本に帰ってきてしまうというようなケースもあり、夫の方は一生懸命探すと。子供に会えなくなって困っているというような相談が来る場合もあります。

ISSJはこの件につきましては外務省の委託を受けましたので、調停のところでソーシャルワーカーが入って、その家族の問題を法的に、また子供の最善の利益を考えてお手伝いを、解決のためのお手伝いをするということをしています。ですから、難しい言葉が入っていますけれども、国境をまたいでしまった場合に問題解決のお手伝いをしているのがISSJです。

この写真(p.67 参照)は真ん中のこの男の子と、それからこの子は日本人です。彼らは養子に行った子たちです。ISSJの日本支部の活動ですけれども、福祉サービスというのが真ん中に書いてありますが、1つは上のところで難民申請者の支援、ここが私が担当しているところです。それから今お話しした国際結婚、離婚、親権の相談というのがあります。それから今、写真でこの前のスライドにあったのが国際養子縁組です。国際養子縁組は、養子縁組というのは皆様ご存じかと思うのですが、国際が付くのは親と子供の国籍が違うことを意味しています。

日本から養子に行く場合と、それから外国に来る場合と両方ありますが、私どもの ISSJでやっている国際養子縁組は、どちらかというと日本から行く方が多いです。日本から行く場合も児童相談所ですとか、公的機関からの相談を受けまして、日本の中で養子縁組を探したけれども難しい。例えば子供がもうある程度大きくなっているとか、障害があるとか、なかなか日本国内での養子縁組が難しい場合に海外を考えます。

また海外からは日本の子供を養子にもらいたいという相談も日々寄せられていますので、そこでマッチング等を行って、養子縁組の成立までかなり長い時間がかかるんですけれども、法的な部分と、それからやはり子供と親、子供と実の親と、それから子供が欲しいという親、その3者の心理状態ですとか、いろいろ最善の利益を考えて国際養子縁組というものを行っていきます。

それからカンボジアのデイケアセンターは、これはISSJのネットワークの中でも日本支部の独自の事業で、この2つの写真(p.67 参照)がカンボジアの子供たちです。プノンペンで給食付きのデイケアセンターといいますか、学校に行かれない子供たち、ストリートチルドレンと簡単に総称してはいるのですが、実際は親もいて家族もいるけどストリートで暮らしているような人たち。それから行商しているような家族の人も多いのですが、そういう子供が学校に行かれない、貧困状態にある、そういう子供たちにお寺の一画を借りて教室を開きまして、読み書きですとか、それから給食として朝ご飯とお昼ご飯も提供します。

あと教えるのは本当に小学校の基礎的な内容なのですが、プノンペンは、これはプノンペンのちょっと河原のところなんですけれども、なかなか子供の居場所というのはないです。日本ですと公園があって、例えば平日の昼間、お母さんが公園に連れていってくれたりとかあるんですけれども、親が例えばこの河原でジュースを売っているような、お母さんはジュースを売っていて、お父さんはバイクタクシーといいますか、バイクタクシーの運転手をして、朝出ていって夜に帰ってくると。そうなると子供は、町中をうろうろするしかないのです。

もちろんお手伝いもするんですけど、子供はたくましいですから、適当に遊びつつ、親のお手伝いもするというような生活をしているのですが、危険がものすごくあります。ある程度いくと、もちろん誘拐とかありますし、誘拐というか売られちゃうんです。それからある程度年齢がいくと、もうちょっと年がいっているティーンエージャーの、いわゆる不良みたいな人たちにお金を巻き上げられたり、何かしら使いっぱしり、危険なことの使いっぱしりにされたり、女の子はやっぱり12歳ぐらいでも妊娠してしまうこともありまして、子供の安全を確保するのが日本よりもずっと大変です。ですから、そういう子たちが誰でも来られるように、カンボジアで無料の給食付きの識字教育を行うデイケアセンターというものを始めました。

こちらは先生は現地のスタッフをお願いしているのですが、一応運営は私たちがやっています。ちなみに、この写真がすごく小さくて分かりにくいですが(p.67 参照)、ここの一画はカフェになっていまして、「キリング・フィールド」という映画が昔ありまして、そこに特派員がぱっと逃げ込んだのが、ここのカフェです。今は本当に高級なカフェになっていますが、ここの通りはそのときはポルポトの兵士が首都を制圧したときに、ばーっと行進をしたところです。

今は本当に平和になっているんですけれども、ただプノンペンはそのときに知識人とかみんな殺されてしまいましたので、教師とかもちろん弁護士ですとか、そういう人が育っていなくて、今20代が中心となって、またそういう復興を行っていますけれども、まだまだ貧困があって、急成長をしているとはいえ、なかなか福祉もなく、子供にとってはまだ厳しい環境です。私は2011年ぐらいまで年に5回ぐらいカンボジアに行っていたのですが、今はちょっと難民の方があまりに忙しくなってしまって、行かれなくなっています。

ここから難民のお話をさせていただきたいのですが、1つお約束をしてほしいのです。今日ここで私がいろいろなケースのお話をしますので、それについていろいろ「Twitter」ですとか、「Facebook」とかに書かないでいただきたいんですね。といいますのは、まだ終結していないケースの話も今日はさせていただきます。現在申請中の人もいますし、本当であれば守秘義務等もありますので、極力伏せなければいけないのですが、皆様が今後専門家として社会に役立てるように、なるべく現場の話をお話ししたいと思いますので、いろいろこの後どんなケースがあるかお話をさせていただきますが、不特定多数の目に触れるような形で、そのことをお伝えするのは控えてください。すみません、お願いします。

日本と難民

では、ISSJが行っている難民支援ですけれども、難民というのはどういう人か皆さんご存じだと思うのですが、日本に難民が来ているということはご存じでしょうか、だいたいは。分かりました、よかったです。難民というと、やはりキャンプのイメージが非常に強いと思うのですけれども、キャンプだけではないんですね。日本にも来ていますし、もう世界中に逃げてきています。定義というものがありまして、難民という言葉は日本ですごくいろいろ使われるんですけれども、実際は難民条約という国連の条約の中に定義があります。

これは人種、宗教、国籍、特定の社会集団、それから政治的意見という5つの理由をもとに迫害を受ける、または受ける危険性があって国境を超えている人です。母国の保護が受けられないという人を難民と称しています。難民の条約、難民条約といつも呼んでいますけど、実際は2つあって、1951年に採択されたものと、それを補完する形で議定書というものができています。これを別に覚える必要はないんですけれども、日本が難民条約に加入したのは1981年で、そのときに国内法を整えまして、今の入管法の中に難民の手続きも入れて、入管法が難民認定手続きもカバーするようになりました。

ちなみに1981年に条約に加入したというのは、ボートピープルが日本に来たからです。インドシナ難民が日本に逃れて、日本は難民を受け入れざるを得なくなった、そこで条約に加入して国内法を整えました。今現在2004年から去年までの申請者の数なのですけれども、ご覧いただけるように急激に伸びています。その一方で難民認定者数と、この印刷だとおそらく分かりにくいと思うのですが、例えば2013年でいいますと、6人が認定者数です。151人は在留許可をもらい、人道配慮あるいは在留特別許可をもらって、日本での滞在が認められた人です。ですから、申請者数は増える一方で、ご覧いただくと分かる通り認定される人、許可をもらう人は減っています。

今年は2014年ですが、すでに申請者数は去年の1.5倍ぐらいに増えていまして、4,000人は超えるのではないかと思っています。ほかの国に比べると、申請者も全然少ないのですけれども、ほかのヨーロッパとかは万単位ですから、桁が違うのですが、ただ伸び率という点ではかなり突出していると思われます。昨年に関して言うと日本と韓国も同じくらい伸びていて、アジアの方に難民がどんどん来ているというのが分かります。庇護数というのは英語でいうとアサイラムなのですが、これはここでは認定された数と在留特別許可、在留許可をもらった人、両方を合わせています。

ISSJの難民支援

そういう難民の人たちにISSJが何をやっているかなのですけれども、ISSJは社会福祉法人でして、ソーシャルワークをベースとして申請者と、それから定住資格のある難民の方に対して相談援助というものを行っています。相談援助というのは福祉でよく使われる言葉なのですが、要するに何か困ったことがあると相談を受けて、それで何ができるかを探す。できることをお手伝いしていくというのが相談援助です。心理社会的アプローチというのも、ちょっと福祉とか心理の言葉ですけれども、私たちがこれをベースにしているのは、やはり難民ですとか、何か過去にトラウマがあるような人たちというのは、単純にサービスを提供するだけでは完結しないので、常に心理も見ながら必要なサービスを考えて提供していくということをやっています。

もちろんすべてこういうふうにやっているわけではないのですけれども、やはり難民申請者にとっては有効性があると見ています。ISSJの行っている支援は具体的に5つここに挙げましたが(p.68 参照)、1から5で収容者へのカウンセリングと、生活に関する相談援助、医療のアクセス支援、コミュニティは難民コミュニティです。そこへの支援とワークショップ等を開催しています。この中でUNHCRから委託されている事業はいくつかまたがるんですけれども、一番メインになるのは収容されている人との面会です。それから医療のアクセスにつきましてはUNHCRからはメンタルヘルスについて委託を受けています。それからコミュニティのキャパビルとワークショップ等も、その年によって少し違うのですが、支援を受けつつ行っています。

収容者へのカウンセリング

収容者のカウンセリングですが、この中で収容所に行ったことがある人はいますか。 ありがとうございます。これが牛久にある収容施設です。外国の人が収容されていま す。日本に収容施設は3カ所ありまして、これが茨城県の牛久、それから関西の方に 大阪の茨木市、それから長崎の大村というところにあるのですが、いずれも、大阪は わりと行きやすいのですが、ここもすごく行くのはアクセスが難しいところで、長崎 の大村なども大変人里離れたようなところにあります。

私たちは一応大阪と長崎に行くこともあるんですけれども、牛久の方は月2回行って、1日にだいたい9時から5時の間が面会可能な時間ですので、7~8人会うときもありますし、長くなっちゃうと6人ぐらいなんですけれども、そこでお話をして、お話をしつつその人の健康状態等を観察し、また本人が一番悩んでいることですとか、それから仮放免というのはそこから出ることなんですけれども、刑務所で言うと仮出所みたいな同じことです。それを受けるためにどうすればいいかとか、出た後どうす

ればいいかとか、家族がいるんだけれどもとか、そういう話を聞いていろいろお話を して、必要があればまた継続的に面会に行きます。

どうして収容されちゃうのかといいますと、入国するときにパスポート等がなかった場合、それからビザはあるのだけれども入国許可が下りなかった場合、あるいは申請していて不認定になってしまった場合とか、捕まっちゃったとか、いろいろな場合があります。一応私たちが面会するのは、基本は難民申請者ですが、移住者と面会することもあります。それはUNHCRの事業には入らないのですが、相談は受けていますので、必要があればここに行ってカウンセリングを行ったりはしています。

生活に関する相談援助

生活に関する相談援助というのは、収容されていない人から来る相談なんですけれども、病気ですとか生活の困窮とか学校のこととか、あらゆる相談が来ます。一番多いのは病気と、それから生活困窮で、要するにお金がなくて困っていますという相談が実は非常に多いです。病気につきましては次のスライドで医療へのアクセスと書かせていただいたんですが、ざっくりこういう相談が来た場合は、まずお話を聞いて、それから弁護士さんがいれば弁護士さんともお話しすることもありますし、弁護士さんがいなくても必要と思われた場合は、斡旋まではいかないんですけれども、いろいろ当たってみることもあります。

それから保護費の申請というのは、難民事業本部というRHQというところが外務省のお金を難民申請者の人に現金で支援をしていますので、それは非常に限られた金額で、なおかつ全員がもらえるわけではないのですが、可能性がある人については、そこの申請のお手伝いをしています。それからシェルターの確保というのも、実はFRJの方でシェルターはあるんですけれども、数はやっぱり限られていて、なかなか空きはありません。でも家がない場合にシェルターを当たるということもします。

それから食料支援は、セカンドハーベストジャパンというところがいろいろ食料を集めて、それは寄付だったりするのですが、ホームレスの人とかに配布をしていますので、そこにお願いをして食料を分けてもらうとか、いつどこに行けばもらえるという情報をもらって教えてあげるとか、そういうことをしています。また公的機関に対しては、保険に入れる人は保険のことで問い合わせをしたり、子供が学校に行っているけどお金が払えないというときは、教育委員会に連絡をして就学援助が受けられるかとか、それから学校に直接先生とやりとりすることもありますし、あとは相談の中でもう1つ多いのが、やることがなくて困っているというのがあるのです。

難民申請をしている人は基本働いてはいけないので、若い男の人とか働き盛りでも

あるような20代の人が、何もしないで毎日を過ごすのは非常につらいと思うのです。 ですから、日本語教室とか地域であれば、そういうところに通ってもらったりとか、 あとは信仰によっては教会に行くとか、そういうこともいろいろ調べて伝えたりして います。

医療へのアクセス支援

医療なんですけれども、ISSJのサービスの中で、これも非常に大きな部分を占めています。病気なんですと、どこどこが痛いんですという相談がきまして、お話を聞いて、それで病院を探しましょうと。場合によっては通訳も手配して、それから1人では行かれませんというような場合には、病院に実際に付いていきます。MSWというのはメディカルソーシャルワーカーなのですが、今はかなりの病院に配置されていますので、実際に話すのは支払いのこともありますから、MSWと話すことも非常に多いです。

それから使える制度があれば、少しでも使って負担を少なくするということをやっています。こっちの丸の方に書きましたが(p.68 参照)、私たちのクライアントは収容されていないと9割ぐらい仮放免という、収容所から出た人たちなのです。どうしてかというと収容中に面会していますので、仮放免されると出ましたといって連絡がきて、だいたいは収容中に病気にかかっている人が、体調を崩しているとか、そういう人が多いので、仮放免されてこちらに連絡があり、病院に行きたいですという話になります。

でも仮放免の人は、まず就労ができなくて、なおかつ仮放免というのは在留資格がないことなので、在留カードがありません。在留カードがないと、本当にもう携帯電話も買えないですし、銀行も使えないですし、ものすごい制約があるのです。もちろん保険に入れないので、病院に行っても全額自己負担になります。仮放免中は1カ月に1回とか2カ月に1回入管に行かなくてはいけないので、関東ですと品川なんですけれども、群馬県とか茨城県に住んでいる人も品川に行くのに、また交通費が必要になります。

あと居住している県の外に出るには、一時旅行許可書が必要になるので、自由に移動できないという制約もあって、非常に厳しい生活を強いられます。ですから、ストレスもたまって病気になってしまう人も非常に多いのです。困難な例というのを1つ挙げたんですけれども、胃痛と食欲不振で便秘もあって目もかすんでよく見えませんと。頭痛もあって眠れなくて。そういう人が来た場合にどうするかということなのですが、例えばどうしますか、こういう相談を受けたら。

(参加者) その一連の症状は精神的なものから来ているのがとても多いと思いますので、やはりそこはうまく精神科とつなげなければいけないと思いますが、その方たちはだいたい、いわゆる日本でいわれてしまうマイナーな言語を話す方が多いかなと思うので、それもまた別次元で難しいのかなと思います。

精神疾患と文化的背景、日本での生活環境

(石川) そうですね。素晴らしい回答をありがとうございます。私たちも慣れてきているので、これだけたくさん訴えてきたらやっぱりまず精神科を考えます。でも全部精神科にすると、やっぱり違う場合もあるので、そこは結構注意をしながら見ていきます。

国によっては、また男性とかは特にプライド的なこともありますし、精神科というだけで怒りだす人もいます。ですから、精神かなと思うと、どうやってその人を病院に行かせるかというところが、次のハードルになります。いろいろな言い方をして、まず精神科という言葉は使わずに、心の負担が大きいですねとか、なるべくその人が納得できる言葉を使って話をして、それも1回ですぐ精神科に行きましょうとは言わずに、少しカウンセリングを繰り返しながら病院に、こういうふうに訴えていますと、どうしましょうかと相談しながら、本人が抵抗を感じないように病院に行くようにしています。

先ほどの例では、置かれている状況がすごく厳しくて、生活困窮だけではなくて実は支援者とうまくいっていなかったんです。その人はそれが苦しくてたまらなかった。きちんと人格のある一人前の大人として扱ってもらえていなかったのです。それから逃げたいけれども、その支援者から切れたらまったくお金もないし住むところもないし、出るに出られない。でも苦しくて引きこもりのようになってしまっていました。ですから、精神科にかかりつつ、引っ越しを計画しました。やっぱりそこにいること自体が精神状況を悪化させているので、とにかく出なきゃいけないと。

保護費は1回受給資格がないということで切られていたのですが、よくよく聞くと 手違いのものがあったので、もう一度やり直すということにして公費がもらえれば取 りあえず生活ができる。うまく引っ越して、もう少し依存度を低めて自活できるよう な計画というのを、支援計画として考えました。

かなり時間がかかりました。今現在はまだ病院、精神科もかかっていますけれども、 非常に表情が強くなったというんですか、目の力とか、非常にこのときに比べたら本 当に変わりました。はっきり話せるようになる、それから泣かなくなったというとこ ろで、まだまだ支援は必要なのですが、最初のころに比べたらずいぶん本当に変わったと思っています。

コミュニティ支援

難民コミュニティの支援は、主に定住している人です。グループカウンセリングも しますので、これはミャンマーの人たちですが、このときはお母さんたちと話をした ときに、お弁当が作れないという悩みがあって、これは結構大きいのです。日本のお 弁当自体がすごく技術を要するので、お母さんも悩むし、子供もみんなと違うという ことで、結構深刻な悩みにはなっています。じゃあ、みんなでお弁当を作ろうかといっ て、公民館の調理室を借りて、このときはのり巻きといなりずしを作りました。

驚いたのが、こういうところが本当に文化なんですが、お母さんたちがみんな小学生とか中学生の子供がいるんですけど、卵焼きを作ったことがないと。誰もないのと言ったら、ないと言うんです。やっぱり日本だとお母さんが卵焼きを作ったことがないって、たぶんあんまりいないだろうなと思って、ちょっと驚きでした。ですから、まず卵焼きを作るところから、この卵焼き器の使い方も教えてあげて作って、切ってのり巻きに入れるというのをやりました。

これはお母さんと子供とお父さんも来て、後ろで心配そうに見ていますけれども、あとは大学生のボランティアさんに来てもらって作りました。グループカウンセリングは今、お母さんたちと話すことが多いのですけれども、何を話しましょうかというと、やっぱりもう美容と健康ってすぐに上がってくるんですね。ですから、女性の興味ってユニバーサルなんだなと思いました。

難民支援のワークショップ―難民の持つ3種類のトラウマ

あとワークショップは支援者の人ですとか、研究者の人が来ることもありますけれども、ISSJのやっている難民支援について、特にソーシャルワークをベースとしてやっているというところで、メンタルヘルスの話とかもすることがありますけれども、こういうワークショップを開催することがあります。 難民申請者の方が数としては定住者よりもクライアントとしては多いのですが、やはり今申し上げた通り、例えば在留資格のない移住者と難民申請者もかなり重なる部分がありますが、一番違うのは過去の体験です。いろいろな経験をしていますので、その影響は大きいです。

トラウマというのが一般に3種類あるといわれていまして、プレアライバルトラウマ、それからインフライトトラウマとポストアライバルトラウマ、つまり母国にいるときに起きたことと、逃げる途中に何かが起こる、あるいは大変な恐怖を抱えながら

逃げてくる。来た先で、例えば日本もそうですけど、去年も6人しか認定されなくて、いろいろ不適応の問題もありますし、差別とかもありますし、さまざまな問題を抱えてしまいます。ですから、過去だけではなくて、今現在日本にいるときもトラウマを抱えている、あるいは積み重なっていることが十分にあります。

この精神不安の中にいろいろ今申し上げたようなことを書きましたけれども、日本は今、難民の審査期間が非常に長くて、実際は3年とか普通にありますし、今の日本の制度では再申請という、1回不認定になってももう1回申請することが可能なので、帰国できない人ですとか無国籍の人ですとか、帰りたくない人もいるんですけれども、実際は難民申請中ですといって10年以上滞在しているような人たちもいます。

本国よりましだから日本にいるんだとは思うのですが、やはり仮放免で例えば何もない、保険も入れないし病院にも簡単にはかかれなくて、言葉の問題もありますし、文化の違いとか日本の友人がいないとか、ものすごくいろいろなものを抱えて、1年でも2年でも非常に長いと思うのです。そうなると、やはり精神的な不安があってストレスも非常に高くなってきます。なおかつ収容と、あるいは強制送還されてしまうということが常に心配事として心の中にありますので、そのプレッシャーは相当なものだと思います。

その精神的なプレッシャーに加えて経済的な困窮があって、保護費用をもらえても 1日1,500円しかもらえないですし、家賃も独身ですと4万円の家にしか住めなくて、 例えば引っ越しするときに敷金とか礼金とか、日本はかかりますけれども、そういう お金は全然どこからも出ないので、だいたいみんな借金とかをしているのです。借金 もあって返せないということも、またストレスになります。

あとホームレスの問題もありますし、本当に困窮はすごいです。毎日食パンにマヨネーズを塗って食べているとか普通にありますし、1食に減らしているとか、あとは糖尿病なのに野菜を買えない人もいて、同じ日本でもこんなになっても生きていられるんだなというのは、見ていて思います。ですから、ある意味病気になっちゃうのは仕方がなくて、精神といっても体とちゃんと人間は連動していますので、先に心がというよりも体に表われる人も多いです。

様々なケースの事例-精神疾患、子どもの進学、DV、交通事故

ケースの相談例なんですけれども、ここにいくつか思いつくままに書かせてもらいました。難民コミュニティからというのは難民の人から相談があって、同じ国の人なのですが何か足が痛いと言っていて、あんまりちゃんと歩けないみたいだという話がありました。それから今度は子ども家庭支援センターからは、自分の地域に暮らして

いる人で、難民申請者なのですが子供に発達障害があって、児童虐待があり、虐待を どうしたらいいでしょうかというお話でした。

あと公立中学は難民申請中の子がいて、高校受験の相談ということなのですが、ここの中学は以前に難民申請者ではないのですけれども移住者の子供で、高校受験で本当に準備をしているさなかに強制送還されてしまったというトラウマがあって、1月だか2月に強制送還されちゃったと。そうなると、また同じことが起こるかもしれないので、この子の受験をこのまま進めていいでしょうかというお話でした。

病院からは交通事故があったのですが、どうもこの人は仮放免中でお金が払えないようですと。病院としては困るんですけど、どうにかできませんかという相談でした。 警察署はフランス語しか話せない人がいて、それで何か言っているけど何だか全然分からなくて、でも難民申請者らしくて申請の受理表を持っていますという連絡で、これが夜の11時だったのです。回り回って電話が私の携帯に来て、それで話をしました。

あと難民本人からも連絡があって、夫からDVを受けていると。もうこれ以上耐えられないから家を出たいというのが、これは携帯にメッセージできました。ちなみにこの最初のケースから今はどうなっているかというと、まず病院にかからなければいけないだろうと思って、痛みだけだったので整形外科だろうというところまではすぐ分かったので、ただ仮放免中でお金が全然ないので、無料低額診療という、日本人でもお金がないホームレスや困窮者に対して、病院が治療費を非常に安く、あるいは無料にしてくれる制度があります。これは行政サービスというよりは病院独自にやっているので、それがある病院を探すのですが、この人の住んでいる地域で、そういう病院をあたり、お願いして受診させてもらいました。どうしましょうと言っているうちに歩けなくなってしまって、病院はもうある意味仕方なくて検査入院することになりました。取りあえず半年ぐらいの無料低額の措置なので、また切れるころに病院と話をしなければいけなくなっています。

それから虐待ケースは、それほど大変な虐待ではありませんでした。障害は、実際は落ち着いて座っていられないとしても、まだちょっと様子を見ないと分からないというレベルではありました。ただこの子は2~3歳で日本に来ているので言葉の問題もありまして、勉強についていかれないという部分もあったのですが、実は母国では非常にいい家庭の非常に恵まれた環境で育ってきたお母さんが、自分の子供が成績が悪いとか授業を聞けないなどと、先生から言われることがものすごいプレッシャーだったんです。

自分の子がそんなふうになるはずがないと、現実を受け入れられない部分もあり、 子供の成長とか発達に関する部分は、通訳を入れて先生と4者面談みたいなことをし ました。通常の面談ですと15分ぐらいですが、皆さんも記憶にあると思いますが、1時間ぐらい時間を取っていただいて、お母さんと通訳さんと私がソーシャルワーカーとして入り、先生と4人でお母さんの悩みをかなり出してもらいました。

もうすごい泣いて泣いて大変でした。なおかつお部屋に入る前は、お母さんは今度 先生と話すことがすごいプレッシャーで怖がってしまい、そこでも泣いたのですが、 結局話した後は話せてよかったですという、喜びの涙みたいになって、少し心の負担 は軽減できたかなと思います。

警察署から11時に来た電話は、この人はホームレスで結局家がなくて警察に来たんですけれども、警察は「申し訳ないけど警察には泊まれないから、明日まで何とか過ごして友達をあたってください」というので、私がものすごいたどたどしいフランス語で話しました。

DVのケースは、避難させて弁護士も依頼して、生活保護も受給手続申請まで進めたのですが、調停の場で夫が平謝りに謝って妻はもうそれで許して一応家に戻りましたが、そこに至るまでの周囲はすごい大変でした。

女性の難民

(石川) 今話した2人は皆さんに年が近いので挙げました。上の子は中東からと書いたんですけど、ブローカーを使って国を出たのですが、日本に来るつもりがないのに日本に来てしまって、私たちが取りあえずお世話をすることになりました。

その間、日本に適応しなければいけないので、シェルターを探して何とか日本で暮らせるように。幸いなことにこの子は英語が結構できたので、最初はすごい片言でしたが、6カ月ぐらい日本にいた間に英語で会話ができるようになって、それはすごいなと思いました。

私が連れていったのですが、成田から東京に来て、そこからシェルターに行ったので夜遅くなってしまいました。シェルターについて日本語が全然読めないので洗濯機の使い方とか、料理をするのにガスレンジの使い方を教えてあげたんですが、また明日来るからねと言ったときに「帰らないで」と言われて、もう9時だしどうしようと思ったのですが、生まれてから一度も1人で夜を過ごしたことがないと。

イスラムの国なので家族とずっと過ごしていて、結婚してからは夫がいて、また家族といたんですけど、1人でなんて怖くて寝られないと言われて、私の娘も大学1年から1人で暮らしていますと言ったら、あなたの娘とは違うのよと言われて、それで涙ながらに引き止められたのですが、かなり心が揺れたものの、ここでその通りにすると、きっと完全に依存するだろうと思ったので、ちょっと心を鬼にして「絶対大丈

夫だから、鍵をかければ大丈夫だから」と言って家に終電で私は帰りました。

そういう子が日本に適応して、いろいろなことがあってすごいよく泣く子でしたが、 日増しにたくましくなっていく、それがすごいなと思ったんです。

もう1人は一応6カ月ビザがあったので保険も入れましたし、ある程度使える行政 サービスがあったので、そういう手続きは手伝いましたが、そんなに困窮はしないで 済みました。この人は母国で反政府活動をして結構大変な暴力を受けました。日本に 来て難民申請をしたんですが、それだけでもすごい大変で、来たときはうつ状態で、 泣きながら電話がかかってきて、何を言っているか分からないし、分かってもなぐさ められるほどの語学力がなくて、でも切々と訴えてきていたんですね。

母国に夫がいるものの、彼女が監禁されている間に夫も捕まって行方不明で、生死 も不明。この子の家族も一家離散し、もう世界中どこにいるか分からなくなってしま いました。

コミュニティ通訳にとって大事なこと

こういうことが日々起こるんですけれども、長くなってしまいましたが、通訳の勉強をされている方が多いと聞いていますので、一応求められるコミュニティ通訳の役割と書きました(p.69 参照)。もちろんコミュニティが入らなくても通訳の役割として同じです。コミュニティ通訳は本当に地域ベースで活躍される、同国の移住者とか難民の方がやる場合もすごく多いですけれども、もちろん日本の人もいて、今お話ししたように病院に一緒に行ってもらったり学校に行っていただいたりとか、場合によってはここに行ってくださいとお願いをして、私たちは行かずに通訳さんだけ派遣することもあります。

何よりも私たちが現場の人間としてお願いしたいのは、言葉を正確に伝えるということです。これは当たり前のことですが、やはり勉強されていらっしゃると、これが難しいということもご存じだと思いますので、あらためて書かせていただきました。それから異文化の場合は文化の違いがありますので、使う言葉とか意味合いとか、やっぱり通訳をする中での難しさってあると思うんです。ですから、そのあることを、その人の文化に置き換える、言葉を置き換えていくときにどういう言葉が適切なのか、それは逆もあるんですけれども、そういうところを考えながら通訳をしていただけると、すごくありがたいなと思います。

それから、あくまでも中立の立場として徹していただきたい。このあたりは会議通 訳だと楽なんですけれども、泣いちゃってどうしょうもないときとか、こっちが鬼に ならなければいけないときとか、絶対通訳さんは感情的に揺れると思うんです。例え ばこちらが冷たいことを言ったときとか、場合によっては入管とか警察の通訳で入ることもあるでしょうから、そういうことを伝えて相手が逆上するような場合もあるのですが、ここはプロとして、あくまでも伝達するという役割に徹してもらいたいと思います。

それと関連するんですけれども、自分の気持ちとか意見を入れない。そうでないと、やっぱり本当にまったく分からない言語の場合は、言ったことがどういうふうに伝わっているか分からないので、自分の言った言葉で判断するしかないんです。あとは反応です。ですから、これは入れないようにしてもらいたいのです。3と4(p.69 参照)を書いたのは日本人ですと、この辺がある程度理性的に対応してもらえるのですが、同国人の場合は非常に難しくて、なおかつ分からないので、後から聞いたら違うことが入っていたとか、7割伝えたけど3割違ったとかもありますので、わりとこういうことは分かりきったことと言いつつ、現場ではよくあることです。

ですから、注意していただきたいということと、5番目(p.69 参照)は逆に矛盾するかもしれませんが、同国の人ですと、例えば学校のことを話しているときに、私の国の学校制度はこうなっていて、日本では幼稚園なんですけど、その人の国ではこの年で勉強というものをしていますと。そういう情報をちょっと教えてもらえると、すごく役に立つんです。その子が例えば小学校2年生から教育を受けていなくて、14~15歳になっちゃっている子とかも来るわけですけれども、どの程度まで勉強というものができているかを図るときに、日本の文化で考えると1年生と2年生で2年だからと思いつつも、幼児教育が日本の幼児教育でなくて学校教育が入っているということが、先生にとっても貴重な情報になるので、ご自分が知っている範囲で分かったことがあれば、通訳とは別に教えてもらえると私たちはすごくありがたいです。これをやっぱり通訳の中で一緒に入れちゃうと、どこまでが本人が言ったことか分からなくなってしまうので、そこは分けてもらえると大変助かります。

リスクなんですけれども、ボランティアとコミュニティ通訳と2つ挙げましたが、例えば日本語教師とかもそうなんですが、身近な人が一番生活相談を受けやすいので、まず言葉が通じちゃうのでこの人に言おうというところで、真っ先に相談を受ける可能性が非常に高いです。本当にこういう相談があってどうしましょうということも私たちはよく聞くので、本当によくあると思ってください。

その内容が簡単なことでもありますし、例えば日本料理の作り方とか、そういう簡単に教えられるものもありますが、子供をおろしたいみたいな話もあって、あるいはDVとかでも子供で、親から高校生ぐらいで虐待を受けているとかそういうこともあって、当然どうしていいか分からないですよね。でもやっぱりコミュニティ通訳ですと

か、ある程度インフォーマルな立場でかかわっていると、半分友達みたいになってくることもあります。

それは当事者は、当然うれしいと思うんです。どちらもうれしいと思うのですが、私を信用してこのことを話してくれたんだから、応えなければいけないという気持ちに普通はなります。どうにかしてあげないとって、この人はあんまり言葉ができないから私がやってあげなければいけないみたいになると、ますます抱え込んでしまうことになります。

例えば児童虐待とかだと、もうどこに持っていいか分からないと思いますので、そうなったときに深刻化する前にやっぱり誰かに、第三者に、できれば専門家に相談する必要があります。相談の相談をする。客観的な意見を聞かないとだめだと思います。自分で決めるというのは非常に危険です。

ですから、やはり相談を受けたら誰かに相談をするのがいいと思います。1人で解決を図るというのは、ほとんど困難です。それを自分も相談できないで抱え込むと、もっと大きな結果になってしまうので、それは本当にリスクです。ここは気を付けた方がいいと思います。多文化社会で働くということとして私の個人の考えですので、自分で思うところをちょっとまとめたんですけれども、まず専門性というのは問われます。

多文化社会でプロフェッショナルに働くこととは

プロフェッショナルでなければ多文化社会の中で仕事をしていくということは難しいと思いますので、やはり専門家になる、プロになるということは大切なのですけれども、それは例えばスキルを磨くだけではなくて、その専門であるスキルを磨きつつ、常に全体を見ている目というのは必要だと思います。そうでないと、その次の目的のところで何のための仕事かを誤ってしまうので、全体を見て何のための仕事か、自分は何のためにそれをしているのかというのは、常に意識しておく必要があると思います。

4番目に自分を信じ、自分を疑う(p.69 参照)というのは私ができていないからこそ 心掛けていることなのですけれども、自分の能力とか今までやってきたことに対して 自信を持てないと、やっぱり判断ができなくて、判断をしたとしても例えば自分の判断と、もっとすごい専門家の人と違った場合に、自分を信じられないと当然相手の方を受け入れてしまうと思うのですが、結果的に自分が合っているということもわりと よくあることなので、自分がもうあらゆる情報を取って完璧ではないけれども、きっとこれだろうと思っていることは、それはやはり自分を信じるというのは大切だと思

います。

なおかつ自分を疑うというのは、だからといって完璧と思ってはいけないというこ とです。自分は違うかもしれないというところを常に疑っておかないと、間違った方 向にどんどん進んでいってしまうこともあるので、やっぱり1%は違うかもしれない ということは、常に考えておく必要があると思いますし、それができるのがきっとプ ロなんだろうと思います。プラス想像力と書きましたが、いろいろな国の人といろい ろな文化の人と仕事で付き合っていく上では、当然その人のバックグラウンドが全部 分かった方がいいんですが、世界中のすべてのことを知るということはできないです し、その知らない部分をどうやって補うかというのは、私は想像力だと思っています。 ですから、分からない部分、例えば氷山の一角しか見えていなければ下がどうなっ ているかを想像していく、あるいは察するということが非常に大事で、これはだんだ ん管理教育のせいか少なくなってきているように思っています。この想像力を養うた めにはむだなことをいっぱいやってみる。いっぱい遊ぶとか、全然勉強に役立たない こともやってみるという、そういうこともすごく大事だと思います。そういうところ からこの人は今こうかもしれないとか、こう感じているかもしれないとか、小さいと きはこうだったかもしれないとか、それがすごく仕事に役に立つので、ぜひ想像力と いうところを忘れないでいただきたいなと思います。

『豊かな社会とは』と書きました。私の仕事仲間と、それからこの上の写真はシリアの難民の人なんですけど、今はオーストラリアで幸せに暮らしていて、あまりに楽しそうにしていた写真があったので、ここに入れました。今はまだシリアは大変なことになっていますけれども、大変なことを背負いつつもみんな明るく生きているし、前向きですし、まだまだ幸せになる可能性があって、人は変わるし、いろいろな可能性があると思います。

多文化ということは、もう皆さんいろいろ勉強していると思いますが、私がすごく感じるのは、相互のかかわり合いが価値の変容をもたらすという難しい言葉で書きましたけれども、誰かが誰かを支援するといっても一方的にするものではなくて、教えられることもいっぱいあります。気付くこともいっぱいあって、そういうかかわり合いがあると、双方価値観もいろいろ変わってきます。そういうことがあって、また人間はどんどん変わっていくのだと思いますけれども、それが多文化の一番いいところなのかなと思いました。下の人はアフガニスタンの難民で、オーストラリアに住んでいる人たちです。ごめんなさい、長くなりました。以上です。(拍手)

(司会) どうもありがとうございました。お時間を気にされていたんですけれども、

最後まできちんとお話を聞けたのが本当に何よりだと思います。残り10分ほどですけれども、皆さんの方で何かこれまでのお話の中で質問があれば、ぜひお受けしたいと思うんですけれども、ございますでしょうか。

(質問者) 通訳コース1年の者です。本日のお話を伺っていて、収容されている難民 支援者のカウンセリングを行っていらっしゃるというお話でしたが、収容センターで は入国管理局も精神的にまいってしまった人たちのカウンセリングを提供していると 思うのですが、それとの兼ね合いがどうなっているのかというのを聞かせていただけ ればと思います。あと、費用面で、お金はどこから出ているんだろうというのも聞か せていただきたいと思います。

(石川) 費用というのは、私たちの。

(質問者) そうです、はい。入管の方は国のお金だと思います。

(石川) そうですね、ありがとうございます。被収容者のメンタルヘルスにかかわる 医療関係者とお話をすることはあります。あと品川に入国管理局がありまして、そこも短期ですが収容されています。そこは外部の病院に連れていっていますが、カウンセリングに行ってやっぱり精神的なものを訴える人は多いので、本人にはまず精神科 医との面会を勧めます。牛久にも精神科のお医者さんがいて相談に乗ってくれるから、話してみたらどうですかと。本人が申請しないとお医者さんにかかれないので、本人に申請するように伝えます。

でもあまりにひどいケース、例えばこの人は自殺するかもしれないというようなケースは、職員にもちょっとよく見てくださいみたいなことは話しますし、精神科医の方もかけてくださいと話をします。ただ、直接ケースカンファレンスみたいなことはしていません。あくまでも本人に精神科の方にかかるようにということと、ひどい場合は職員に話をするということをやっています。その費用はこの収容所のカウンセリングはUNHCRの委託事業ですので、通訳費とか私たちの交通費とかは、UNHCRから払ってもらっています。

(司会) ほかにありますでしょうか。

(石川) 今ので、お答えになっています?

(質問者) そのUNHCRから出しているのは、そのお知り合いの先生がカウンセリングをする…?。

(石川) 医師は入管が払っています。入国管理局の中に医務室があって、今は常勤の 医師がいないのですが、精神科に限らず。先生が外部から来て診療をしているという ことなので、そこで行われる診療については入国管理局が払っています。私たちは外 から行って、こういうガラス、アクリル板ですけど、あるところで話をするので、そういう外部から行っている私たちISSJについては、UNHCRが実費負担みたいなことをしています。

(質問者) そうすると同じ被収容者について、二重にカウンセリングが行われる。

(石川) そうですね。私たちが行うのと、医師と、それからカウンセラーと心理士さんが行って、医師の方は薬を出しますので、私たちはお話をするだけで、そこがうまくつながるようにサポートをしている感じです。

(質問者) ありがとうございました。

(司会) ほかにありますでしょうか。

(質問者) お話をありがとうございました。難民申請者と認定者数について質問ですが、すごく申請者の数が増えているにもかかわらず去年は6人だったということなのですが、その原因と、増えればいいというものではないと思いますが、状況を改善するためにどういうことが考えられるかというのを教えていただきたいと思います。

(石川) ありがとうございます。難民の認定者数と、それから在留許可を得た庇護者数が減っている一番の原因は、ミャンマーが状況改善したといわれていて、アウンサンスーチーさんが軟禁を解かれて、今政治に参加していると。この多かった時代、2008年~2010年ぐらいまで多かった時代の9割ぐらいがミャンマー難民でした。ですから、ミャンマーの情勢がよくなってきているという判断があり、ミャンマー難民が減っていて、結果的に総数も減っているという状況があります。

一方でアフリカとかから申請者が来ていて、それが増えているのですけれども、なかなか認定されない状況があって、今、法務省の方で難しい言葉で言うと、第6次出入国管理政策懇談会があり、その下に難民専門部会があり、私が委員に入っているの

ですが、入管法と、それから難民認定制度を変えることができるかどうかという、その検討を行っています。

いろいろな提案があって今年いっぱい審議が続くので、どうなるかというのは、まだまったく分からないのですが、多少変わる可能性はあると思います。そうなると対象者ですとか、手続きが変わりますので、私としては増えてほしいなと思っています。

(司会) ほかにありますか。先に奥の方。

(質問者) 大変興味深いお話をありがとうございました。

通訳コースの修士1年です。もしかしたら冒頭の方ですでにお話していただいたかもしれないんですけれども、このISSJで支援されているのは難民の方ということですが、そのサポートの期間といいますか、具体的に何か設定をされていらっしゃるのでしょうか。それで、ここで支援が終了ということになったときの、もし定義などがあれば教えていただければと思います。

(石川) ありがとうございます。難民申請者に支援をしていて移住者も入るのですが、そんなに多くなく、クライアントと呼んでいるんですが、クライアントへの支援期間は人によってまちまちです。例えばもう出国したというケースですと、そこでだいたいは終わります。あとファイルを1回クローズしてもリオープンといって、もう一度相談に来た場合に再開することもあります。

ですから、その人のニーズがあって行う支援がある間はオープンしていて、だいたい何らかの方法で解決したり、連絡がもう来なくなって、どうにかやっているのだろうみたいな状態で、ある一定期間連絡がなく問題もないようですと、そこでクローズになります。ですから、通常申請者ですと、やはり長いです。再収容ということもあるので、そこでリオープンしたりとか2年とか3年とか普通にあります。

(質問者) スライドの中に難民コミュニティの支援ということで、お料理を教えてあげたりという活動があったと思うんですけれども、これはまた少し違った感じの事業ということですか。

(石川) そうですね。個人に対しては個人のニーズに対応するので、結構長いんですけど、あとは認定を受けたり在留資格を取った後も、そこで一瞬は喜びにあふれるんですけれども、その後今度生活費をどうするかとか、保護費とかも切れてしまって突然困窮がまた始まったりもするし、支援者がぱっと引くと、今度は心理的に孤立無援

みたいになっちゃうので、そういうのは結構続きます。コミュニティの支援、これは グループカウンセリングをある一定期間決めて行いますので、だいたい1年ですとか、 そういうところで1回完了するようにはしています。この辺のグループカウンセリン グはケースとしてオープンするわけではないので、支援といっても違う手法になりま す。

(質問者) ありがとうございました。

(司会) では、時間も時間ですので、あとお一方。

(質問者) 同じく通訳コース、大学1年生の者です。私はもちろん今、通訳コースで勉強するのは英語なんですけれども、実はちょっとフランスにも留学していたのでフランス語もできるんですね。それでやはりコミュニティ通訳に興味があるので、いろいろなところに参加したりというところで、日本ではどうやらフランス語でそのような活動をしている方が、あまりそこまで多くないということがあって、とても現実的にはアフリカの情勢も考えますと、すごくアフリカから来られて困っておられる方々が多いと思うんですけれども、やっぱり今まで自分が育ってきた環境だとか、勉強してきた環境があまりにもかけ離れていて、助けたいとか力になりたいという気持ちがあったとしても、もちろんニーズがあれば、いずれはそういうふうに出ていくことには、なると思うのですが、石川さんもさまざまなお仕事をされてきて、どういうふうにと言ったらおかしいかもしれませんけれども、今の支援の。

(石川) ここにたどり着いたみたいな。

(質問者) はい。それをちょっと伺いたかったんですけど。

(司会) 一番最後に一番本質的な質問をしちゃいましたね。

(石川) 大学は国際関係を勉強していたんですね。もちろん国際関係に関心があったのですが、なかなかそういう仕事にはありつけなくて、いろいろな仕事をしました。私、第1言語が外国語はフランス語だったんです。 英語は第2だったんですけれども、就職すると英語しか仕事で使うものはなかったので、英語の翻訳をしたりですとか、いろいろなことをやってきました。わりと想定外に結婚が早く出産も早くて、家に入らざるを得ない状況がありました。そういう中で翻訳をしたりですとか、とにかく社会

につながることをずっと続けて何とかやってきました。

子供が中学生ぐらいになったときに、何か自分が本当にやりたかったことをもう1 回やりたいなと思って、いろいろ振り返りをしていたんですが、そんな中に大学の同級生がニュースに出ていて、彼女はUNHCRに入っていたんですね。アフガニスタンからのリポートで実況中継をしていて、私はテレビをつけたら彼女が出ていたのですごい驚いて、しかもアフガニスタンは、あのとき戦争中だったんです。ブルカじゃないんですけどスカーフをかぶって、このお茶の間にいる私とアフガニスタンにいる友人とのギャップ、これをどうにかしないければいけないと思って、まずボランティアをやろうと思いました。ボランティアも最初はJVCに行って。

(司会) そうだったんですか。

(石川) はい。それで国際的なところに行ったんですが、それをやっている1年間ボランティアをしている間に日本にも外国の人がいて、何か駐在員じゃないみたいだし、この人たちは何だろうと思って難民というところに行きました。アムネスティに入ってやっぱりボランティアを続けて、そこからこういうふうにちょっと働いてみないみたいな話があり、偶然が重なったといえば重なった感じなんですけれども、でもやっぱり探していたからそこに行ったということがあると思うんですね。全然探していなかったらそこには行かなかったと思うので、自分は何をしたいんだろうというのを考えながら探して、今ここにいるような気がしています。

今日お話ししたいなと思ったのがフランス語を勉強したのって、ですから大学の間だけなんです。1~2年は毎日授業があって、毎日何時間かやっていたんですが、3年、4年はゼミだったのでフランス地域研究では勉強して読んだり書いたりはしたんですけど、話すというのはもうまったくしなくなってしまったと。そこから30年ぐらいたって突然フランス語を使わなければいけなくなって、もう活用形とか覚えていないですし、ほとんど原形でしゃべり、目的語も適切な場所に挟めなかったりするんですけど、でも自分でもすごいなと思うのが、やっぱり出てくるんですよね。

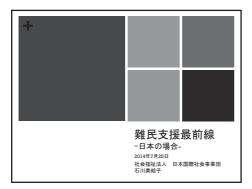
何か単語が出てきて、この単語でよかったっけと思いながらも結構それが合っていたりして、20歳前後で学ぶことってすごいんだなって本当に思います。脳のどこかにずっと残っている。ですから私はあんまりいい生徒ではなかったんですけど、皆さんもっと真剣に勉強していると思うので、今学んでいることがすぐ使わなくても、本当に何十年後かに役に立つことがあります。本当に学ぶことは何もむだにならないと思います。

何かしたいと思ったときにやっぱりできることと、できないことがあって状況があ

ると思いますので、その中でできることを探していけば、できることをやっていけばいいんだと思うんですよね。それをずっとやりたいと思って続けていれば、どこかに行き着くと思いますし、本当に不思議なことになぜか助けてくれる人が現れるんです。私もアムネスティをもうやめようと思って、ボランティアがあまりに大変なのでやめようと思ったときにイギリス行きの話とかが来て調査団とかに入り、またそれがあったから今度はやっぱりやめられなくなったりとか、困ったときに必ず救いがくるし、やっぱりやりたいと思うことが一番大事なのかなと思います。ごめんなさい、あまりお答えにならなくて。

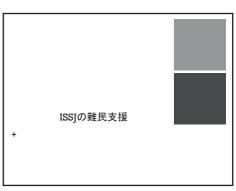
(司会) ありがとうございました。たぶん本当はまだまだお話が聞きたいというところかと思うんですけれども、一応5時半までということでお時間をいただいたので、取りあえず今日のところは一度ここで締めさせていだだいて、万が一石川さんがあと $2 \sim 3$ 分ならどう、10分ぐらいなら残ってもいいというお話があれば、個別にお話をしていただければいいかなと思います。では本日は本当にお忙しい中貴重なお話をいただきまして、ありがとうございました。(拍手)

〈参考資料〉









難民条約の定義 「人種、宗教、国籍、特定の社会集団への帰属、政治

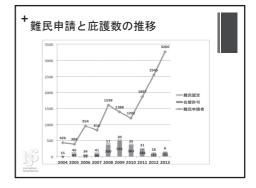
「内では、がみ、自動物、特定の社会等は、のプロのように 的意見などの理由から本国で追言を受けている、ある いは迫害を受ける危険があるため、国外に逃れており、 本国政府の保護を受けることができない人、あるいは 保護を望まない人」(難民条約 第1条)

■難民条約

・難民の地位に関する条約 1951年に国連で採択

・難民の地位に関する議定書 1967年発効





ISSJの難民支援

- ソーシャルワークをベースとする難民/難民申請者 への相談援助(心理社会的アプローチを中心に)
- 国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)委託事業
- 収容されている難民申請者へのカウンセリング
- ② 生活に関する相談援助
- ③ 医療へのアクセス支援
- ④ コミュニティへの支援
- ⑤ ワークショップの開催



① 収容されている難民申請者への カウンセリング



- ■法的手続や仮放免後に受けられる支援など、必要な情 報の提供





+ ② 生活に関する相談援助

- ■病気、生活困窮、子どもの就学など <対応>
- ♦ 難民支援団体や関係機関との連携 弁護士との相談、保護費申請、シェルター、食糧 支援など
- ♦ 地方自治体、福祉・教育機関への連絡 行政サービスの問い合わせ、就学援助申請、学校 地域の日本語教室への照会など・・・



*3 医療へのアクセス支援

- 医療に関する相談
- 病院の手配(無料低額診療 制度の利用)、通訳の手配、 受診への同行、MSWとの
- 行政サービスの利用―利用 可能な制度を探す

自立支援医療(精神科通 院)、限度額適用、保険料 減免、入院助産、その他 ◆ 収容されていないISSJのクライ アントの9割は「仮放免」 仮放免:就労不可、在留カード なし、国民健康保険加入不可、 入管への定期的な出頭義務、 時旅行許可が必要、など日常生 活に多くの制約がある



④ 難民コミュニティへの支援

- コミュニティの女性や子どもを主な対象にしたワークショップ
- 教育、健康、将来の生活のことなど、当事者の問題意識に即し たテーマ







⑤ ワークショップの開催

- 難民/難民申請者の置かれている状況に対しての理解者を増や
- 多文化ソーシャルワークの知見共有
- 支援関係者、研究者、興味を持つ人たちが、外国籍の人たちの 抱える課題を共有し、多様性を受け入れあえる社会づくりを目 指す。







* 難民申請者が抱えやすい問題

- 1. 精神不安
 - 過酷な体験の影響
 - 長期に渡る審査期間(平均2年)
 - » 言葉と文化の壁(異文化適応の課題)
 - > 社会的孤立(見えない存在)
 - 収容・強制送還の恐怖
- 2. 生活面の問題
 - » 経済的困窮 (就労許可、生活保障がない)
 - » 医療-ストレスと困窮から体調を崩すことが多いが、医療にか かることが難しい



* 難民ケース相談例



- 子ども家庭支援センターより:発達障害のある子どもに対して虐待の疑いのある母親について
- 公立中学より: 高校受験を控えた難民申請者の子どもについて
- 医療機関より:交通事故で負傷し、救急搬送されたが医療費を払えない難民申請者について
- ■警察署より:フランス語しか話せず、主訴がわからない難民申請者 について
- 筆選民本人より:日本人夫からのDVがあり、家を出て自活したい

*求められるコミュニティ通訳の役割

- ① 言葉を正確に伝達する
- ② 文化の違いを理解する
- ③ 中立の立場に徹すること
- ④ 自分の感情や意見を「通訳」に差し挟まない
- ⑤ 文化や言語の特性に関して気づいた点を、「通訳」 と分けて伝える



*ボランティア・コミュニティ通訳の リスク



抱え込む、または対応を誤る

- 軽微なものから深刻なものまで 広範囲
- 信頼関係が構築されると、相談の受け手は「助けなければいけない」という使命感にとらわれる
- 相談内容は、日本人と同じよう には解決できない問題が多く、 一人で解決を図ることは困難
- 結果として何もできずに放置される、または対応を間違える場合もあり、人間関係が悪化する

** ** 多文化社会で働くということ

- ■プロフェッショナリズム+想像力
 - 専門性
- 全体を見渡す力
- 目的を理解する
- 自分を信じ、自分を疑う

⇒足りない知見を補うために…

想像力と察する力



*多文化共生・多文化主義

■国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと

-総務省「多文化共生の推進に 関する研究会報告書」(2006 年)より

■尊重と寛容

■相互の関わり合いが、 価値の変容をもたらす





〈講演者プロフィール〉

石川美絵子(いしかわ みえこ)

津田塾大学国際関係学科卒、社会事業大学社会福祉士養成課程修了。

野村総合研究所、国際特計事務所での勤務を経て米国駐在。帰国後は翻訳者となり、子育てとの両立を図る。社会復帰後にイオン株式会社IT部門に勤務。その傍ら難民支援ボランティアを始め、2006年にアムネスティ・インターナショナル日本、難民チームコーディネータとなる。2008年に企業を退職して難民支援活動に専念。2009年、レフュジー・カウンシル・ジャパン(現在の「なんみんフォーラム」)事務局就任。2010年に日本国際社会事業団(ISSJ)にて難民担当職員となり、なんみんフォーラム事務局との兼任を開始。現在は、なんみんフォーラムにて関係機関の連携促進やアドボカシーに携わる一方、ソーシャルワーカーとして難民・難民申請者の相談援助を行っている。2012年、第三国定住難民をテーマとするInternational Visitor Leadership Program(米国国務省主催)により米国派遣。2013年より法務大臣の私的懇談会である「第6次出入国管理政策懇談会」に設置された「難民認定制度に関する専門部会」の委員を務める。

『多言語多文化―実践と研究』の理念

『多言語多文化―実践と研究』は、既存の学問分野の枠組みを超えて多言語・多文化 社会を多面的に理解する視点を提供し、研究者と実践者による研究成果の意義を広く 社会に問いかけ、現場へのフィードバックをおこなうことを目的としています。

本誌は、次に掲げるような、現代日本における多言語・多文化化を直視し、さまざまな課題に向きあうあらゆる領域の執筆者による論稿を掲載することで、多言語・多文化社会研究におけるひとつの里程標となることを目指しています。

今日、ますます多くの国民国家が多言語・多文化化していくなかで、対立や摩擦、 差別や偏見、格差と不平等、文化やアイデンティティをめぐる葛藤といった多くの社 会的課題が指摘されています。多言語・多文化社会に関わる研究者・実践者にとって、 それらの現前する課題を探求することは、ひとつの大きな使命です。

多言語・多文化社会の問題は、目の前に現れている現象だけではありません。まだ表面化していない潜在的な課題や、その背後にある社会構造やシステム、社会的意識、言説やイデオロギーをあらわにし、既存の社会のあり方そのものを批判的、理論的に問い直すことも、多言語・多文化社会研究の大きな役割であると考えます。

さらに、多言語・多文化化は全世界的なグローバリゼーションの拡大・深化の一環 として起こっています。それゆえ日本と諸外国の様相を比較することで、多言語・多 文化化という社会・文化変動の全容を明らかにすることも重要です。

本誌の特徴は、従来のいわゆる「研究論文」に加え、「実践型研究論文」を新たに位置づけている点にあります。「実践型研究論文」とは、従来の「研究論文」における方法論や分析枠組みではとらえきれない、刻一刻と変化する現場での実践を対象とし、以下に述べる条件に合致したものとします。

- ・研究対象の実践活動が論文執筆者自身の経験によるものであること。
- ・先行する研究や実践について必要な言及または引用をしながら、現場の状況を客 観的に分析し、問題意識と課題が明確に導き出されていること。
- ・実践のプロセスが問題にのっとって記述されていること。
- ・データ・事例の単なる提示ではなく、意味づけがなされていること。

- ・実践活動にともなう変容が記述されていること。
- ・課題の解決もしくは改善点にむけて分析がなされていること。

以上のような理念にもとづいて、本誌は、研究者と実践者がひとつに集い、現代日本および世界における多言語・多文化化と切り結ぶあらゆる試みを発信する「フォーラム」になることを願っています。

(2009年10月20日改訂)

『多言語多文化―実践と研究』投稿規定

本誌は、東京外国語大学多言語・多文化教育研究センター(以下、本センター)の研究誌であり、年1回発行する。本誌は、別に定める研究誌の理念に合致した投稿論文を広く公募する。

1. 投稿資格

原稿の投稿は、誰でも行うことができる。

2. 使用言語

- (1)原稿の執筆は原則として日本語で行う。日本語以外の言語での執筆を希望する 場合は、日本語訳(全訳)を同時に提出することとする。
- (2)母語以外の言語で論文を執筆する場合、使用言語のネイティブ話者による チェックを受けること。

3. 字数

原稿の字数は25,000字以内(見出し、小見出し、図表等、注、文献リストを含む) とする。図表および写真等については、本誌の4分の1ページに相当する大きさで 400字、2分の1ページに相当する大きさで800字として換算する。

4. 投稿方法

本誌への投稿を希望する者は、以下の3つの文書をMS Wordもしくはそれと互換性のある形式で作成し、電子メールの添付ファイルで提出すること。

- (1)投稿原稿(別紙執筆要項に基づいて横書きで作成すること)
- (2)英文要旨
 - ①論稿の題目(英文)
 - ②200-300 wordsの英文要旨(ネイティブチェックが必要な方については、本センターにご相談ください。)
- (3)執筆者情報

- (1)氏名(日本語表記およびアルファベット表記)
- ②住所・電話番号・電子メールアドレス
- ③所属・職名(大学院生の場合は修士・博士の別、日本語表記および英語表記、)
- ④論稿の題目(和文)
- ⑤母語以外で執筆した原稿の場合、本文のネイティブチェック者の氏名・連絡 先

5. 応募期限

原稿の投稿締め切りは、毎年3月末日とする。

6. 杳読

- (1)投稿原稿は、レフェリーによる査読の後、本センターが査読結果にもとづき掲載可否、修正の要不要を決定し、投稿者に通知する。
- (2) 査読の結果、原稿の修正を求められた投稿者は、指定された期日までに指示された修正を行い、原稿を再提出すること。

7. その他

- (1)論稿の掲載順序は、本センターが決定する。
- (2)本誌に投稿される論稿は未発表のものに限る。ただし、学会・シンポジウム等において口頭で発表したものについてはその限りではない。また、ブックレット・報告書等に未査読で掲載されたものについては改訂した上で投稿してもよい。その場合は、必ず初出の掲載誌を投稿原稿末に明記すること。
- (3)本誌に掲載される論稿に関しては、著作者が著作権を有するが、著作権法で規 定する複製権および公衆送信権等については、著作者は国立大学法人東京外国 語大学にその使用を許諾するものとする。

(2009年2月4日改訂)

※なお、次号の論文投稿募集につきましては、本センター HPなどでご案内いたします。

『多言語多文化―実践と研究』執筆要領

1. ページ設定・文字

- (1) A 4 判の用紙にワープロソフトを使用して、横書き40字×40行で作成する。
- (2)フォントは、日本語および全角の数字・ローマ字はMS明朝など、半角の数字・ローマ字はCenturyなどの標準的なフォントを使用する。

2. 全体の構成

原稿の構成は以下の通りとする。

- (1)和文題目(副題も可)
- (2)執筆者氏名
- (3)本文
- (4)注
- (5) 文献リスト

3. 見出し、小見出し、項

本文中の見出し、小見出し、項の表記は、以下の通りとする。

[見出し] 1. 2. 3. ~ (数字・ピリオドは全角)

[小見出し] 1-1. 1-2. 1-3. ~ (数字・ハイフンは半角、ピリオドは全角)

[項] (1) (2) (3) ~ (数字は半角、括弧は全角)

4. 説明注

説明注は後注とする。本文中該当箇所の文字の右肩に注番号を123・・・のように付し、注は本文末尾に1行空けて、[注]の見出しの下に一括して記載する。

5 文献注

①本文や注で引用した文献を示す注(文献注)は、本文中の該当箇所に[著者の姓+西曆発行年:(半角空欄)該当ページ]というかたちで記す(例:「石井2003: 35])。

外国語文献の場合は、著者名と発行年のあいだに半角空欄を挿入する(例: [Anderson 1991: 105])。

- ②同じ著者の同じ出版年の文献を引用する場合は、出版年の後にa, b… と小文字の アルファベットを順につけて区別する。(例:[Anderson 1991a][Anderson 1991b])
- ③ふたりの共著の場合は、外国語文献であれば[Weber and Marx 1890]、邦文文献であれば[高橋・青山2005]などとする。3人以上の共著の場合は、[Mills et al. 1965]、[伊東ほか2001]などとする。
- ④編著の場合は、[梶田編2002]、[有末・関根編2005]、[Morris-Suzuki ed. 2001]、[Gellner and Hobsbawm eds. 1982]などとする。
- ⑤邦訳書の場合は、[原著者氏名+原著刊行年= 訳書刊行年: 訳書の引用ページ]、 すなわち[Hage 1998=2003: 36]などとする。
- ⑥ひとつの文献注でふたつ以上の著書、著者を示す場合は[青山2000, 2001] (同一著者の場合)、[青山2000; 伊東2001] (異なる著者の場合)などとする。

6. 文献リスト

文献注で引用した文献は注の後に1行空けて、[文献]という見出しの下に一括して アルファベット順に並べたリストを作成する。

各文献の表記は原則として

<著書>著者名+発行年+題名・副題+出版社.

<論文>著者名+発行年+論文名・副題+掲載雑誌・号数+掲載ページ

とする。なお、邦文文献の場合はカンマ、ピリオド等は全角で、題名は『』(論文は「」)で囲み、主題と副題のあいだには――(全角2倍ダッシュ)をつける。外国語文献の場合はすべて半角文字とし、ファミリーネームを先頭にし、主題と副題はイタリック体にして、あいだをコロンでつなげる。また出版社の前に出版都市名を明記する。その他、表記法の詳細は以下の事例を参照。

(単著)

戴エイカ, 1999, 『多文化主義とディアスポラ――Voices from San Francisco』明石書店. Castles, Stephan, 2000, Ethnicity and Globalization: From Migrant Worker to Transnational Citizen. London: Sage.

(雑誌論文)

保苅実, 2002,「アンチ・マイノリティ・ヒストリー―ローカルかつグローバルな歴史に

向けて「『現代思想』30(1):20-32.

Mar, Phillip, 1998, "Just the Place is Different: Comparisons of Place and Settlement Practices of Some Hong Kong Migrants in Sydney," *The Australian Journal of Anthropology* 9 (1): 58-73.

(編著・編著論文)

宮島喬・梶田孝道編、2002、『マイノリティと社会構造』東京大学出版会

関根政美、2002、「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島・梶田編、209-34.

関根政美,2002,「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」宮島・梶田編2002a,209-34. ←※同一編者の編著が複数ある場合

Bennett, David ed., 1998, Multicultural States: Rethinking Difference and Identity. London: Routledge.

Hall, Stuart, 2000, "The Multicultural Question," Hesse ed., 209-41.

Hall, Stuart, 2000, "The Multicultural Question," Hesse ed. 2000a, 209-41.

←※同一編者の編著が複数ある場合

(訳書)

Hage, Ghassan, 1998, White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society. Annandale: Pluto Press. (=2003, 保苅実・塩原良和訳『ホワイト・ネイション――ネオ・ナショナリズム批判』平凡社..)

7 図表および写真等

図表および写真等は本文中の該当箇所に挿入・添付し、それぞれ 図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつける。タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につける。

(2009年2月4日改訂)

研究誌『多言語多文化——実践と研究』Vol. 6 投稿・刊行状況

号	投稿 論文数	受理 論文数	査読者数 (延べ)	査読(1回目) 合格論文数	再投稿論文数	掲載 論文数
6	15	13	9	4	2	2

多言語多文化——実践と研究 vol.6

2014年12月10日発行

編集・発行 東京外国語大学 多言語・多文化教育研究センター

〒 183-8534 東京都府中市朝日町 3-11-1 東京外国語大学 研究講義棟 319

Tel: 042-330-5441 Fax: 042-330-5448 Email: tc@tufs.ac.jp